保険論

武蔵大学 経済学部 茶野 努



■講義のねらい

■保険は人間生活における、病気、事故等々の避けられないリスクに対する備えとして大きな役目を担っている。講義では生命保険の仕組み・制度について学ぶ。

講義の目次

1回 ガイダンス+リスクとは何か(前半)

2回 リスクとは何か(後半)

3回 保険の経済分析

4回 生命保険の概要

講義の目次(続き)

5回 生命保険商品と販売

6回 生命保険契約の特質

7回 保険約款

8回 保険料の計算(1)

講義の目次(続き)

9回 保険料の計算(2)

10回 責任準備金

11回 保険監督規制

12回 ディスクロージャー・リスク管理

■成績評価の方法

13回目の最終授業週における期末試験で判定(教科書のみ持ち込み可で実施)

■講義資料

http://chanoppy.wixsite.com/chano

■教科書

岡田太・茶野努・平澤敦 『保険と金融から学ぶリスクマネジメント』 中央経済社

■参考書

- 刀禰俊雄・北野実 『現代の生命保険』、東京大学出 版会
- 下和田功編 『はじめて学ぶ リスクと保険』、有斐閣 ブックス
- ニッセイ基礎研 『概説 日本の生命保険』、日本経 済新聞社

1. リスクとは何か



(1)リスクの定義

- フランク・ナイトの定義
 - リスク・・・結果はわからないが確率分布は わかっている(コイントス)
 - (=大きさを計算できる)
 - 不確実性
 - •••<u>確率分布そのものがわからない</u>
 - (=大きさを計算できない)



(2)確率とは

- 確率変数の各々の値の起こりやすさを記述。
- 確率の合計=1となる。

例1:「サイコロを二つ振ったときの出た目の和」

出目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
確率	1	2	3			6			3		1
	/36	/36	/36	/36	/36	/36	/36	/36	/36	/36	/36

例2:自動車保険の損害額

損害予想額	0円	2万円	10万円	5 0 万円	100万円
確率	5 0 %	3 0 %	10%	6 %	4 %

(3)リスク管理の基本概念

■ エクスポージャー(exposure)

【想定される被害最大額】

問題:友達にお金を貸すとき、100万円と1万円ではどちらが リスクが大きい?

★エクスポージャーが大⇒リスクが高い

■ 重大性(severity)

【重大性は実際に*被るだろう*被害の金額】

問題:信用のおける友達と信用できない友達。どちらにお金を貸すときにリスクが大きい?(=貸倒れ率)。

★重大性が大⇒リスクが高



(3)リスク管理の基本概念

保有期間(time horizon, duration)

【リスクに晒されている期間】

問題:友達にお金を貸すとき、1年にする?1週間にする? ★エクスポージャーの保有期間が長いほどリスクは高い。

■ 確率 (probability)

【リスク事象が起こる可能性】

問題:株に投資するとき、倒産確率が50%の会社と10%の会社のどちらに投資する?

★リスクの発生確率が大⇒リスクが高

(3)リスク管理の基本概念

ボラティリティ(volatility)

【変動、結果のばらつき】

問題:投資aは30万円払って、成功すれば100万円の利益、 失敗すれば0円。一方、投資bは確実に35万円返ってくる。 どちらがリスクが高い?

- ★ボラティリティが大⇒リスクが高
- 相関(correlation)

【リスク(事象)同士のお互いの関係】

問題:二つの卵があるとき、あなたはカゴを分ける?それとも、一つのカゴにいれる?

★正の相関が大⇒リスクは高い(負の相関を組合わせる)

相関関係の直感的理解

	トヨタ	マツダ	日清製粉	トヨタ+マツダ	トヨタ+ 日清製粉
円安	7	7	7	7	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
円高	7	7	7	A	47

■ **期待値**:確率変数(x)をその対応する確率(p)で加重 平均したもの。

$$\mu = p_1x_1 + p_2x_2 + \cdots + p_nx_n = \sum p_ix_i$$

■ 分散(標準偏差):期待値を中心としてどの程度結果がばらついているかを示すもの。

$$σ^2 = p_1(x_1 - \mu)^2 + p_2(x_2 - \mu)^2 + \cdots$$

$$+ p_n(x_n - \mu)^2$$

$$= Σ p_i(x_i - \mu)^2$$

例1:次のような宝くじがある。 この宝くじにいくら支払いますか?

	賞金	当たり本数	確率
1等	1000万円	1本	1/1000
2等	100万円	4本	4/1000
3等	10万円	30本	30/1000
ハズレ	0円	965本	965/1000
合計		1000本	

1000万円×(1/1000)+100万円×(4/1000) +10万円×(30/1000)+0円×(965/1000)=17000円

例2:

【問い】以下のような収益額の分布が分かっているA、B二つの株式がある。このとき、どちらの株式に投資するほうが合理的か?

【A株式】

収益額(円)	確率(%)
1	2
— 500,000	0
10,000	27.5
50,000	67.5
100,000	5
500,000	0

【B株式】

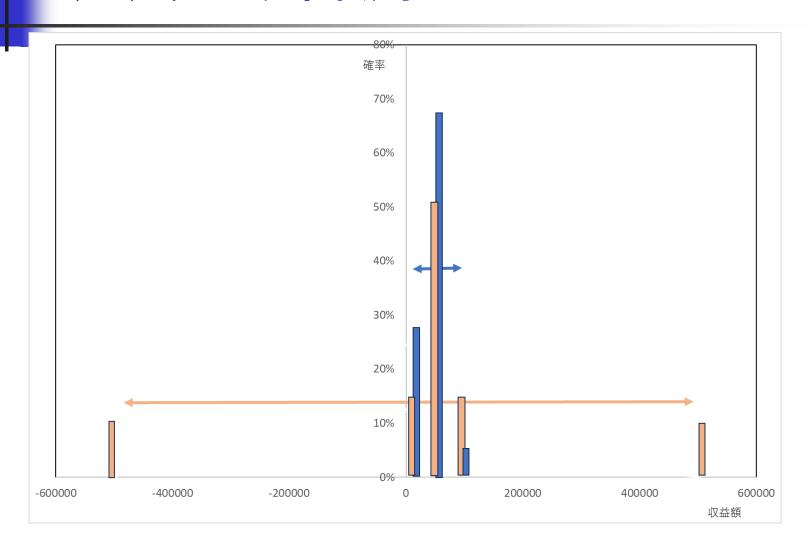
収益額(円)	確率(%)
1	2
— 500,000	10
10,000	
50,000	50
100,000	
500,000	10

【A株式】

【B株式】

収益額(円)	確率(%)	期待值	収益額(円)	確率(%)	期待值
1	2	$3= \\ \Sigma (1 \times 2)$	1	2	$= \sum_{i=1}^{3} (1 \times 2)$
500,000	0	0	\$ 500,000	10	-50,000
10,000	27.5	2,750	10,000	15	1,500
50,000	67.5	33,750	50,000	50	25,000
100,000	5	5,000	100,000	15	15,000
500,000	0	0	500,000	10	50,000
		41,500			41,500

→期待できる収益の大きさは同じです。あなたはど ちらに投資しますか?





【A株式】

収益額(円)	確率(%)	期待値	偏差	偏差の二乗	分散	標準偏差
1	2	$\mathfrak{J} = \Sigma (\mathfrak{J} \times \mathfrak{D})$	4 =1- 3	$(5)=(4)\times(4)$	$6 = \Sigma (5 \times 2)$	⑦ √ ⑥
▲ 500,000	0	0	▲ 541,500	293,222,250,000	0	,
10,000	27.5	2,750	▲ 31,500	992,250,000	272,868,750	
50,000	67.5	33,750	8,500	72,250,000	48,768,750	
100,000	5	5,000	58,500	3,422,250,000	171,112,500	
500,000	0	0	458,500	210,222,250,000	0	
		41,500			492,750,000	22,198

【B株式】

収益額(円)	確率(%)	期待値	偏差	偏差の二乗	分散	標準偏差
	2	$3=\Sigma(1\times2)$	4=1-3	$(5)=(4)\times(4)$		$ (7) = \sqrt{6} $
▲ 500,000	10	-50,000	▲ 541,500	293,222,250,000	29,322,225,000	
10,000	15	1,500	▲ 31,500	992,250,000	148,837,500	
50,000	50	25,000	8,500	72,250,000	36,125,000	
100,000	15	15,000	58,500	3,422,250,000	513,337,500	
500,000	10	50,000	458,500	210,222,250,000	21,022,225,000	
		41,500			51,042,750,000	225,926



【答え】

前表のとおり、A、B両株式の期待収益額は41,500円である。一方で、A株式の標準偏差は22,198円なのに対して、B株式の標準偏差は225,926円である。

これは、どちらの株式に投資しても期待できる収益は同じであるにもかかわらず、B株式に投資したほうが収益のブレが大きくなることを意味する。したがって、A株式に投資するのがよい。

教科書 練習問題1



(4)リスク計測

<練習問題>

収益率(%)	C 社(確率)	D社(確率)
-20	5	1
-10	15	5
0	45	60
10	20	33
20	15	1

〈期末試験の問題〉文章の括弧内を埋めよ。ただし、小数点二桁まで答えよ(三桁目を四捨五入)。

収益率分布が下表のような甲社、乙社への投資を行うとする。この場合、甲社の期待収益額は(①)%、標準偏差は(②)%となる。一方、乙社の場合には、期待収益額は(③)%、標準偏差は(④)%となる。期待収益額は低いものの、標準偏差が大幅に小さい(⑤)社に投資するほうが合理的と考えられる。

	甲社	乙社
収益率(%)	確率(%)	確率(%)
1 0	10	1
0	30	38
5	35	60
10	25	1

2. 保険の経済分析

(1)リスクへの対応

■『リスクの回避』

リスクそのものを避けること。

例:自動車メーカーの海外工場生産に関し地震発生リスクの懸念。 ⇒工場の耐震構造を高める等の方策をとらず、現地から撤退。

『リスクの制御』

損失の頻度や大きさを事前に軽減。

- ①損失予防:発生頻度を低下させる行動
- ②損失逓減:損失の大きさを低下させる行動

『リスクの保有』

発生する損失に係るリスクを内部に抱え込む。

代表例: 自家保険

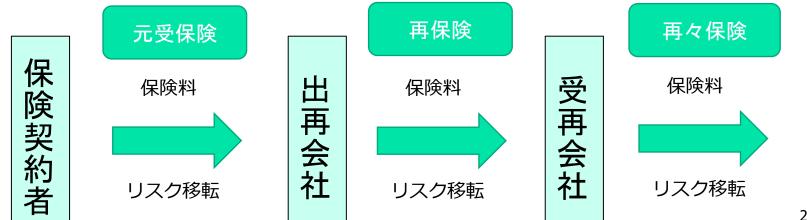
■ 『リスクの移転』

発生する損失に係るリスクを第三者に移転。 代表例:保険、デリバティブ

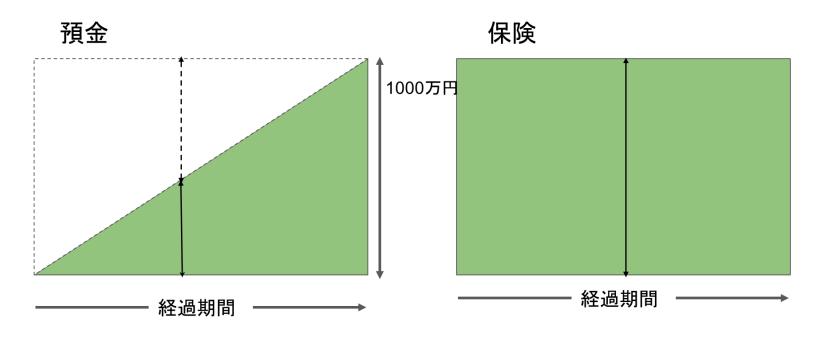
(1)保険:リスクの移転

保険契約者

【再保険の仕組み】







保険は助け合い(相互扶助)。だから、契約の最初から大きな保障が 得られる。

■収支相等の原則

保険会社が保険契約者から集めた保険料の総額と、保 険会社が支払う保険金の総額とは等しくなくてはならな い。これを**収支相等の原則**という。

(例)n人からP円の保険料を集め、亡くなったr人の人に保険金Z円を支払う。

n×P(保険料収入合計)

=r×Z(保険金支出合計)···①



■給付・反対給付均等の原則

保険料(反対給付)は、将来受け取る保険金(給付)の期待値に等しい。これを給付・反対給付均等の原則という。

(例)上記①式の両辺をnで割ると、

$$P(保険料) = (r/n) \times Z = \omega \times Z \cdots 2$$

(r/n)は死亡率を表しているので、右辺は保険金の期待値となる。

1

(3)基本的な仕組み

=簡単な数値例=

(問題)100人のうち3人が死亡することがわかっているとき、死亡保険金300万円の保険を販売するためには保険料をいくらにすればよいか?

(答え)保険料をP円とすると、収支相等の原則より

100P(保険料収入合計)=3×300万円(保険金支出計)・①

となるが、上記①式の両辺を100で割ると、

P(保険料)=(3/100)×300万円=9万円····②

である。



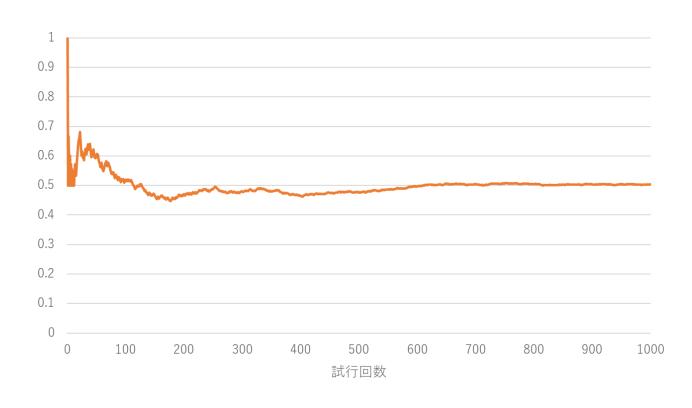
■大数の法則

偶然事象の観察数が多くなればなるほど、それだけ確実に、実際の結果が予想の結果に近づくという法則。

$$\lim_{n\to\infty}(\frac{r}{n})=\Pr(\omega)$$

★20歳の男性100人のうち今年中に何人死亡するかを明らかではないが、10万人のうち何人死ぬかを予想するのは比較的安定している。





コインの表を1、裏を0とすると、試行回数を増やすに つれて平均は0.5に近づく



(4)リスク分散

①保険契約者が1人の場合

結果	確率	死亡保険金
健康	0.8	0円
死亡	0.2	500万円

死亡保険金の期待値=0.8×0+0.2×500=100 (万円)

標準偏差 =
$$\sqrt{(0.8 \times (0-100)^{-2} + 0.2 \times (500-100)^{-2})}$$

= 2 0 0 (万円)

②保険契約者が二人、かつお互いに死亡の可能性が独立の場合

結果	確率	死亡保険金合計	死亡保険金平均
A、Bともに健康	$0.8 \times 0.8 = 0.64$	0 円	0円
Aだけ死亡	$0.2 \times 0.8 = 0.16$	500万円	250万円
Bだけ死亡	$0.8 \times 0.2 = 0.16$	500万円	250万円
A、Bともに死亡	$0.2 \times 0.2 = 0.04$	1000万円	500万円

死亡保険金の期待値=0.64×0+0.16×2×250+0.04×500=100(万円)

標準偏差 =
$$\sqrt{(0.64 \times (0-100)^2 + 0.16 \times 2 \times (250-100)^2 + 0.04 \times (500-100)^2)}$$

= 1 4 1 (万円)

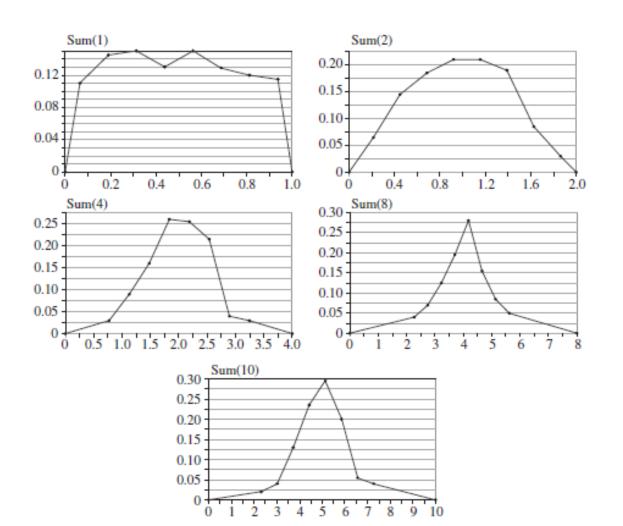


■中心極限定理

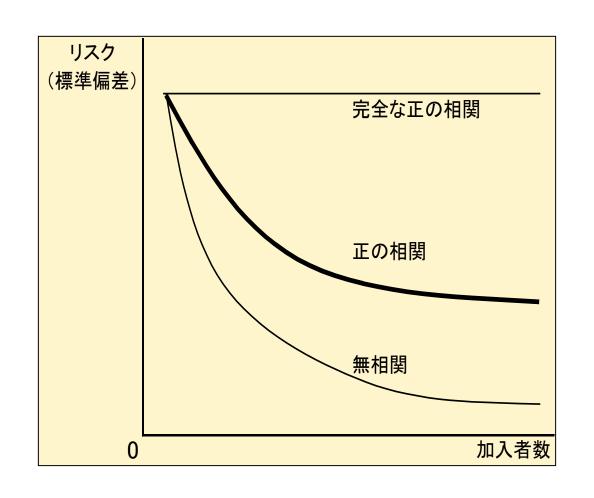
標本平均と真の平均との誤差がサンプルのサイズを大きくしたとき近似的に正規分布(平均 μ 、標準偏差 σ/\sqrt{n})に従う。

加入者数が増えるにしたがって、平均は100万円で変わらないものの、標準偏差は200万円、141($=200/\sqrt{2}$)万円と減少する。加入者が1万人になれば、2万円($=200/\sqrt{10000}$ =200/100)まで低下する。

(4)リスク分散









(5)期待効用仮説

- なぜ、人は保険に加入するのか?
- ✓保険は、条件付き財である
- ※条件付き財とは、発生する状態によってそのペイオフ (利得)が変化する財のこと
- ✓つぎのような例を考えよう

状態	生起確率	所得
就職	70%	400万円
アルバイト	30%	100万円

4

(5)期待効用仮説

✓期待できる所得(E(y))の大きさは?

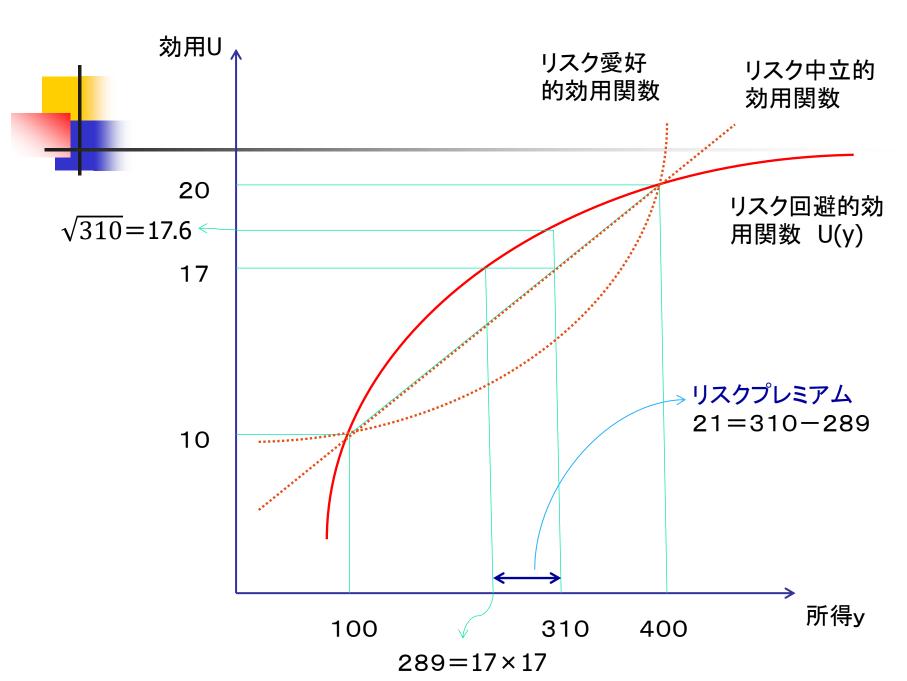
期待所得: $E(y) = 400 \times 0.7 + 100 \times 0.3 = 310$

✓いま、効用(満足)を考える

効用関数U(y)が $U(y) = \sqrt{y}$ であるとすると400万円の満足度が $\sqrt{400} = 20$ 、100万円が $\sqrt{100} = 10$

✓このとき、期待効用(期待される満足)はどうなるか?期待効用仮説によると、

期待効用: $EU(y) = 20 \times 0.7 + 10 \times 0.3 = 17$





(5)期待効用仮説

【答え】

- ✓多くの人はリスク回避的である。
- ✓リスク回避的な人はリスク中立的な人に比べ、 リスクを移転するために対価を支払っても良いと 考える。
- ✓この最大額がリスク・プレミアムである。
- <u>✓リスク・プレミアムはリスク回避度が大きいほど</u> 大きくなる。



(6)逆選択とモラルハザード

隠された情報

契約前

情報の非対称性

隠された行動

契約後

逆選択

グレシャムの 法則(悪貨が良 貨を駆逐する)アカロフのレモ ンプロブレム



対処法

- •強制保険
- •シグナリング
- ・スクリーニング

モラルハザード

たとえば、保険加入で、注意不足になり、事故率があがるような現象



」対処法 ・モニタリング

・リスクシェアリ

ング(一部保険

- 、控除免責、塡補限度額)
- -経験料率

3. 生命保険の概要



(1)生活保障ニーズと生命保険

(人生の4大リスク) 主な生活保障ニーズ

死 亡 死ぬリスク

医療になるリスク

老 後 生きるリスク

介 護 老いるリスク

生命保険商品の例

定期保険、終身保険、 養老保険 など

医療保険、ガン保険、 特定疾病保険 など

個人年金保険、 変額個人年金保険 など

介護保険 など

(2)社会保険と民間保険

社会保険と民間保険の補完関係

	社会保険	民間保険	
		企業向け	個人向け
死亡保障	国民年金、厚生年金	団体定期保険	個人保険
医療保障	国民健康保険、健康 保険	医療保険(団 体型)	医療保険、各種 医療特約
介護保障	介護保険		介護保険、介護 保障特約
老後保障	国民年金、厚生年金	団体年金	個人年金
その他	労働者災害補償保険、 雇用保険		(所得補償保 険)

(2)社会保険と民間保険

	社会保険	民間保険
運営主体	国、地方公共団体など公 的経営主体	私的法人
加入	強制加入(法律要件)	任意加入
給付額	ナショナル・ミニマム	ナショナル・ミニマムを超える給付
保険料	収入など保険料負担能力	リスク等をもとに数理的に 計算
財源	加入者+雇用主(年金で は税金)	加入者のみ
その他	所得再分配機能	自己責任



①保険の対象		
「人保険」	人に関して生じる偶然的出来事(死亡、疾病、 障害等)を対象とする保険	
「モノ保険」	加入者の物に関して生じる事故(損傷、消失、 盗難等)を対象とする保険	
②保障の方法		
「定額保険」	支払う保険金額が契約時予め定められてい る保険	
「実損填補保険」	保険金額を限度として実際の損害を填補する 保険	



■ 旧商法第六百七十三条

生命保険契約ハ当事者ノー方カ<u>相手方又ハ第三者ノ生死</u>ニ 【人保険】

関シ<u>一定ノ金額ヲ支払</u>フヘキコトヲ約シ相手方カ之二其報酬ヲ 【定額保険】

与フルコトヲ約スルニ因リテ其効カヲ生ス

■ 旧商法第六百二十九条

損害保険契約ハ<u>当事者ノー方カ偶然ナルー定ノ事故</u>二因 【モノ保険でない】

リテ生スルコトアルヘキ<u>損害ヲ填補スル</u>コトヲ約シ相手方カ之 【実損填補保険】

二其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効カヲ生ス



- ▶第三分野:生命保険と損害保険の中間の保険
- ▶昭和40年代以来の業際問題
- ▶1965年の当局の調整:生保は定額医療保障、損保は実損 填補傷害(ただし、生保は中小と外資のみ取扱可能)
- ▶1996年の保険業法改正:第三分野を生命保険会社・損害保険会社ともに取扱可能(ただし、日米協議により段階的な自由化)
- ▶2001年7月以降:完全自由化

生命保険

医療保険、 がん保険、 介護保険、 傷害保険

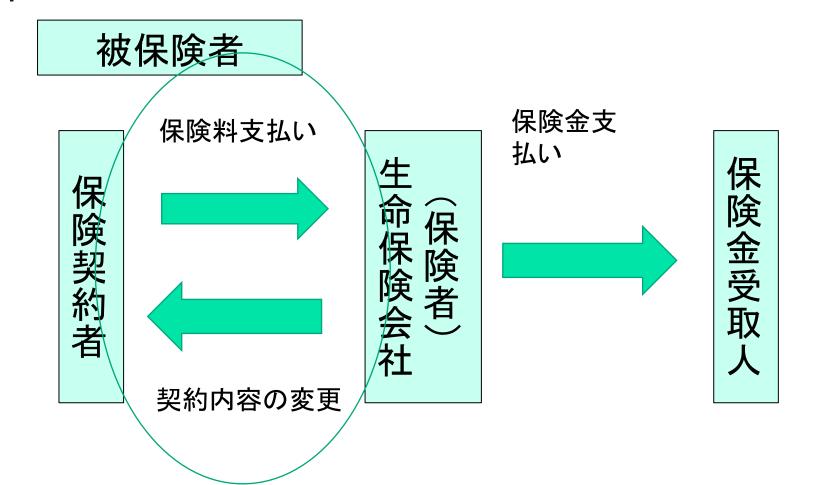
損害保険



>保険法による定義

- ▶①生命保険契約:保険契約のうち、保険者が人の生存又は 死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病 定額保険契約に該当するものを除く)。
- ▶②損害保険契約:保険契約のうち、保険者が一定の偶然の 事故によって生ずることのある損害をてん補することを約する もの。
- ▶【傷害疾病損害保険契約】損害保険契約のうち、保険者が 人の傷害疾病によって生ずることのある損害をてん補すること を約するもの。
- ▶3傷害疾病定額保険契約:保険契約のうち、保険者が人の 傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するもの。







■保険者

保険契約の一方の当事者で、保険事故に対して<u>給付する義務がある生命保険会社</u>のこと。

■保険契約者

生命保険会社と保険契約を結び、契約上のさまざまな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料の支払義務)を持つ人。

■被保険者

生死・病気・ケガなどが保険の対象となっている人。

■保険金受取人

保険金・給付金・年金などを受け取る人。



■保険料

保険契約者が生命保険会社に払い込むお金。

■保険金/給付金

被保険者が<u>死亡・高度障害状態</u>のとき、または<u>満期のときに</u>生命保 険会社から受取人に支払われるのが保険金。保険金が支払われる と契約は消滅する。

被保険者が入院や手術をしたときなどに受取人に支払われるのが 給付金。

■保険期間

保障期間のこと。保険料払込期間とは必ずしも一致しない。

<高度障害状態とは>

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を 残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも手関節以上を失ったかまたはその用を全く 永久に失ったもの
- 両下肢とも足関節以上を失ったかまたはその用を全く 永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上を失い、かつ、1下肢を足関節以上を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上失ったもの

4. 生命保険の商品と販売



(1)三つの基本形

<u>◆死亡保険</u>

被保険者が死亡又は高度障害になった時、保険金が支払われる。 (定期保険、終身保険)

◆生存保険

契約してから一定期間満了するまで 被保険者が生存した場合のみ保険 金が支払われる。(年金保険、貯蓄 保険)

◆<u>生死混合保険</u> 死亡保険と生存保険を組み合わせ た保険。(養老保険)

定期保険

生存保険

Ш

養老保険

終身保険



- ◆定額保険と変額保険
- ■<u>定額保険</u> 保険金額が保険期間中一定。
- ■<u>変額保険</u> 保険金額が資産の運用実績に応 じて変動。
- ◆単生保険と連生保険
- ■<u>単生保険</u> 被保険者が一人の保険。
- ■<u>連生保険</u> 被保険者が二人以上の保険。例:こども保険(学資保 険)、夫婦年金

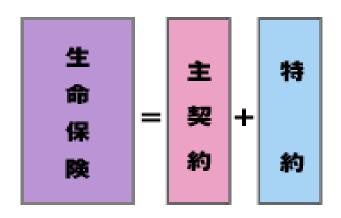
養老保険

終身保険

変額保険

(2)生命保険商品の構成

生命保険商品は「主契約」と「特約」との組み合わせ。



「主契約」:生命保険のベースとなる部分で、主契約だけで契約できる。

「特約」: 主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容を充実。特約のみでは契約できない。<u>主契約が満期や解約などによって消滅すると、特約も消滅</u>。

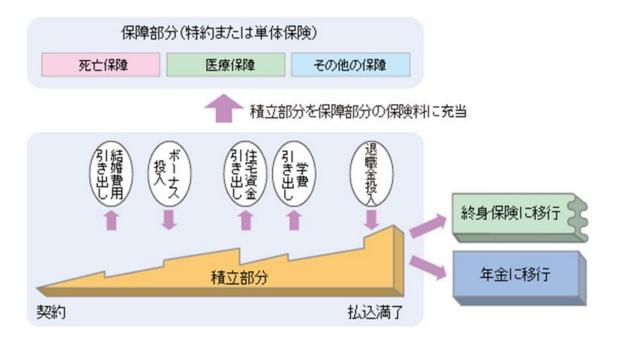


更新型定期保険特約付き終身保険

保険金額 定期保険特約 定期保険特約 終身保険 保険(保障)期間

(3)代表的な主契約

- ■終身保険・養老保険
 - 定期保険(特約)を付加することで特定期間(特約の保険期間)のみ死亡保障額を大きくすることが多い。
- ■利率変動型積立終身保険



(3)代表的な主契約

■こども保険(学資保険)

親が契約者、子どもが被保険者。子供の入学や進学に合わせ て祝金や満期保険金。子どもが死亡した場合、少額の死亡給 付金。「親が死亡した場合、以後の保険料の払込みが免除。」

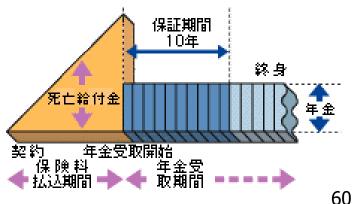
■変額保険

終身型(終身保険タイプ)、有期型(養老保険タイプ)

個人年金

- ①保証期間付終身年金・・・死亡 するまで年金が支給。保証期間 中に死亡の場合、遺族に支給。
- ②確定年金・・・生死に関わらず 、年金が支給。
- ③有期年金・・・生存していれば 年金が支給。

(10年保証期間付終身年金の例)





■変額個人年金

運用実績により受け取る年金額が変化

■特定疾病保障保険

三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)に<u>かかった段階で</u>死亡保険金と同額の保険金が給付される保険(生**) 前給付型保険**)

■医療保険

死亡よりも病気やけがによる入院や手術などの保障に重 点をおいた保険。

■がん保険

がんによる入院や手術、死亡などに備える保険。

■**就業不能保障保険**(長期入院時などの収入減少に備える保険)、**介護保険**(介護に備える保険)など

(4)代表的な特約

- 災害割増特約:災害による死亡。
- 傷害特約:災害による死亡、ケガの場合。
- 災害入院特約:災害により一定期間入院。
- ■疾病入院特約:病気で一定期間入院。
- 成人病特約: 所定の成人病により一定期間入院。
- ガン入院特約: ガンによる入院、手術をカバー。
- 通院特約: 入院給付金の支払対象となる入院をして、<u>退</u>院後、入院の直接の原因となった病気やケガの治療を目的に通院した場合。
- リビング・ニーズ特約・・・原因にかかわらず余命6か月以内と診断された場合に、死亡保険金の一部または全部を生前に受け取れる。



- ■<u>主契約</u>に基づく保険金請求があったときに<u>特</u> 約部分については請求がないため支払わなかっ た問題。たとえば、通院給付金の事例。
- ■保険会社側は「請求があったものだけ支払えばよい」(『請求主義』)。
- ■金融庁は「<u>請求が類推される保険金について</u> は請求がなくとも支払うべき」と判断。
- ■最近の社会情勢および金融行政の変化により、 、請求勧奨をしないことが問題になる。<u>(『(**請求**)</u> <u>勧奨主義』)</u> への転換。

(6)販売の動向

1950~60

• 養老保険

1960~70

• 定期保険特約付き養老保険

1980年代

• 定期保険特約付き終身保険

・ 貯蓄機能の独立 個人年金、変額保険



1990年代

特約の多様化 リビングニーズ特約、 成人病入院特約、女性入院特約

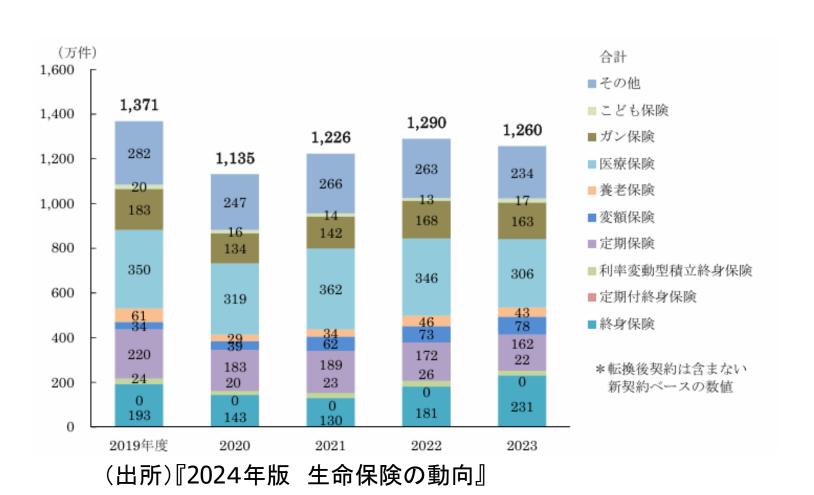
• 医療保障単品商品

2000年代以降

- 銀行窓販 変額個人年金
- ネットライフの登場

(6)販売の動向

図表 2 個人保険の種類別新契約件数の推移



(6)販売の動向

図表 4 個人保険の種類別保有契約件数の推移

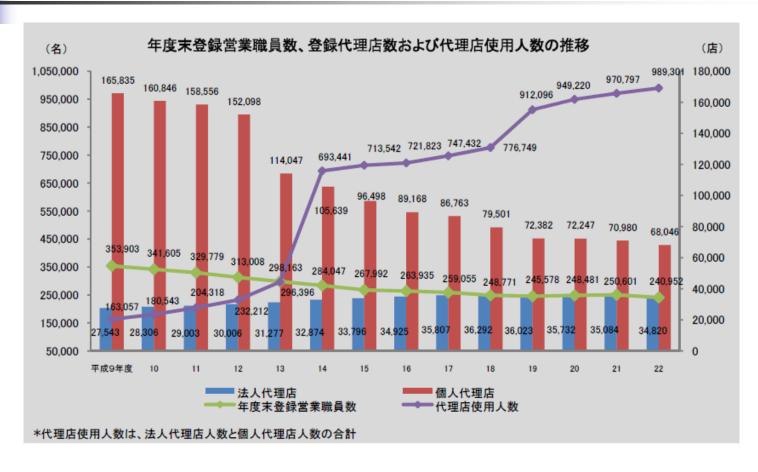


(出所)『2024年版 生命保険の動向』

(7)販売チャネル

チャネル	特。微
営業職員	強い販売力(一社専属制)、保険会社の影響、複雑な商品対応可能、ターンオーバー、小口の単純商品には不向き、
代理店	強い販売力、コストは職員ほどかからない 乗り合いニーズにも対応可能、会社の影響力は弱い 商品性やコミッションの優劣で販売に影響あり
金融機関	厚い顧客基盤、利便性、貯蓄・投資商品に明るい 会社の影響力は弱い、商品性やコミッションの優劣で販 売に影響あり、複雑な商品には対応できない
通信販売	利便性、小口の単純商品に向く、 大量広告による認知向上が必要
来店型販売	利便性、専門的なコンサルが可能 効率性のためには認知度が必要、立地コスト高

(7)販売チャネル



(出所)『2011年版 生命保険の動向』

(7)販売チャネル

図表 55 年度末登録営業職員数、登録代理店数および代理店使用人数の推移



(出所)『2024年版 生命保険の動向』

生保会社の業務体制

支 部

支 社

お客さまサービス

- ◆お客さま対応(店頭・電話)
- ◆保険加入時審査・手続き
- ◆各種保険手続き事務
- ◆支社総務・会計

販売支援

- ◆保険販売企画・サポート
- ◆支社・支部の業績管理
- ◆企業保険事務
- ◆企業向け各種イベント運営

本 社

リテール

- ◆収益向上に向けたマーケット調査
- ◆個人保険商品の開発 遺族保障 医療保障 介護保障 損害保険 など
- ◆販売促進企画

ホールセール

- ◆法人向け商品販売
- ◆企業年金/退職金 コンサルティングサービス
- ◆確定拠出年金
- ◆事務サポートサービス など

サービス

- ◆CSに関する企画・運営
- ◆新契約審査
- ◆保険料収納
- ◆お客さま対応窓口
- ◆情報提供サービス など

資産運用

◆有価証券 ◆不動産 ◆融資 など

一般管理

- ◆総務 ◆広報 ◆経理
- ◆システム◆コンプライアンス など

5. 生命保険契約の特質



- ➤保険業法:保険監督(保険会社の健全性や保険募集の公正さ)に関する条項や保険契約者保護措置に関する条項
- ➤保険法:保険契約に関する一般的ルール
- ≻適用の順位

保険業法

- →保険法強行規定
- →民法強行規定
- →<u>保険約款</u>
- →保険法任意規定
- →民法任意規定



(2)保険法

- ➤保険法:2010年4月1日施行。保険契約の締結から終了までの間における、保険契約における関係者の権利義務等が定められている。
 - ▶傷害疾病保険に関する規定が設けられた。
 - ▶また、保険契約者、被保険者および保険金受取人の保護のための規定が整備された。
 - ▶具体的には、告知制度に関する規定の見直し、 保険金の支払時期に関する規定が新設。それらを 含む多くの規定が「片面的強行規定」とされた。
 - ▶「片面的強行規定」に反し、保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効となる。

1.告知制度



- 2. 告知義務違反による解除
- 3. 解除の効力
- 2.被保険者の同意
- 3.保険契約締結時の書面交付
- 4.保険金受取人
 - 1. 保険金受取人の変更
 - 2. 遺言による保険金受取人の変更
 - 3. 保険金受取人の変更についての被保険者の同意
 - 4. 保険金受取人の死亡

5.支払事由発生の通知と保険金の支払時期

- 1. 支払事由発生の通知
- 2. 保険金の支払時期
- 3. 片面的強行規定
- 6.保険会社の免責と保険料積立金の払戻し
 - 1. 保険会社の免責
 - 2. 保険料積立金の払戻し
 - 3. 片面的強行規定



<u>7.保険契約者による解除</u>



- 1. 保険契約者による解除
- 2. 解除の効力
- 3. 片面的強行規定

8.重大事由による解除

- 1. 重大事由による解除
- 2. 解除の効力
- 3. 片面的強行規定

9.被保険者による解除請求

- 1. 被保険者による解除請求
- 2. 解除の効力
- 3. 片面的強行規定

10.契約当事者以外の者による解除の効力等

- 1. 契約当事者以外の者による解除の効力と介入権
- 2. 介入権行使前における支払事由の発生

11.保険料の返還の制限

- 1. 保険料の返還の制限
- 2. 片面的強行規定

12.消滅時効

13.経過措置の原則、旧保険契約に関する経過措置



(3)生命保険契約の特質

①諾成契約性

「申し込み」と「承諾」という契約当事者双方の意思表示により契約が成立。しかし、保険約款上、保険料の支払いを要する要件とする場合が多く、「要物契約」に近い。

②不要式契約性

契約締結のための申し込みの意思表示は、<u>口</u> 頭でよい。しかし、取引慣習および行政指導により申込書の作成が必要で、「要式契約」に近い。



(3)生命保険契約の特質

③有償・双務契約性

契約当事者双方が、互いに対価的な意味をもつ債務を負担するとともに給付を行う。

4附合契約性

(特に個人保険の場合)具体的な契約内容について交渉する余地はなく、契約者は保険者が一方的に作成した契約内容(保険約款)を包括的に承認することで契約が成立。



(3)生命保険契約の特質

⑤射倖契約性

契約上の義務が具体化するか否か、またはその大小いかんが偶然の約束事によって左右される。

⑥善意契約性

射倖契約の性質があるため、例えば保険金殺人などに結びつくので、契約者・被保険者には善意および信義誠実が求められる。



(4)他人の生命の保険

■保険契約は、保険契約者と被保険者、保険金 受取人、この三者の関係で成り立つ。

自己の生命の保険契約

- 一保険契約者と被保険者が同一人の場合 他人の生命の保険契約
- =保険契約者と被保険者が異なるケース
- ■各国の法制度は ①利益主義、②同意主義、 ③親族主義といった違った考え方により、モラル・ハザードを防止。



(4)他人の生命の保険

①利益主義

その他人の生存につき(保険)利益を有しない 限り締結ができない。アメリカやイギリスの法制 度の考え方。

2同意主義

その他人の同意を必要とする。日・仏・独・伊などがこの制度を採用。

③親族主義

他人の死亡の保険契約はその他人の親族でなければ締結できない。明治44年の改正前の商 法での考え方。



(4)他人の生命の保険

- (被保険者の同意)
- 保険法第38条 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約(保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。)は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。



■保険契約は、保険契約者と被保険者、保険金 受取人、この三者の関係で成り立つ。

自己のためにする保険契約

=保険金受取人と保険契約者が同一人。

他人のためにする保険契約

=保険金受取人と保険契約者が別人。

■保険金請求権は、その権利を相続によって取得したものではない。保険金受取人の固有の財産に属する。それは一体どういう効果があるのか?



(4)他人のための保険

- ■<参考事例>
- ■夫が契約者、被保険者、妻が受取人になって、子供が 2人いて、3,000万円の保険契約が締結されたというケー スを考える。
- ■ご主人が亡くなった場合は、受取人である奥さんに 3,000万円の死亡保険金が支払われる。
- ■しかし、ご主人に多大な借財があった場合、<u>奥さんはマイナスの方がはるかに多いので、相続放棄をする</u>。
- ■相続放棄をすると、債権者の取り立てに遭うことはない。相続放棄したことで、3,000万円の保険金に何らかの影響があるのか?



(4)他人のための保険

- ■全く影響がない。なぜなら、奥さんは保険金請求権を 自己固有の権利として原始的に取得していたから。債 権者はこの3,000万円に対して差し押さえはできない。 (←そもそも、相続の対象ではないという考え方)
- ■これが生命保険契約の特徴である。
- ■この 3,000万円には相続税はかからないのかというと みなし相続財産として相続税はかかる。
- ■法定相続人の人数× 500万円が生命保険金控除として認められる。
- ■この場合、法定相続人は奥さんと子供二人であるから、500万円×3で 1,500万円は生命保険金控除として課税されない。



(5)保険の税務

- ■生命保険の保険金や給付金には、課税対象に なるものとならないものがある。
- ■原則として、病気やケガ等によって受取れる保険金・給付金は非課税

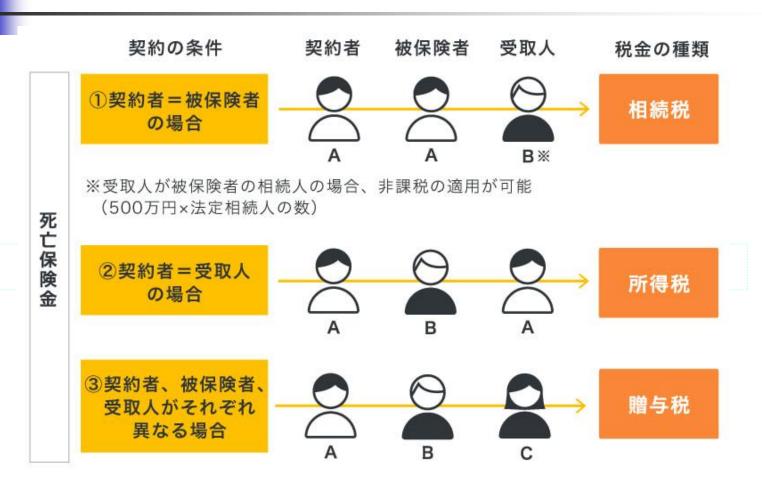
課税となる課税金や給付金

非課税となる保険金や給付金

- •死亡保険金
- •満期保険金
- •祝金(生存給付金)
- •個人年金保険の年金
- •解約返戻金

- •高度障害保険金
- ・リビング・ニーズ特約で受取れる生前給付金
- •医療保険やがん保険の給付金
- •介護保険の一時金や年金

(5)保険の税務



(出所)生命保険の受取りにかかる税金はどうなる?

相続税の対象になる場合

死亡保険金が相続税の対象になる場合は、非課税枠や基礎控除があります。死亡保険金が「500万円×法定相続人の数」の非課税枠の範囲内であれば相続税はかからない。また、死亡保険金がこの非課税枠を超えていたとしても、超過した額と他の相続財産を合計した遺産総額が、相続税の基礎控除額「3,000万円+(600万円×法定相続人の数)」以下であれば、相続税は課税されない。

例えば、死亡保険金2,000万円を相続人が受取り、法定相続人が2人の場合、課税対象額の計算は以下のようになる。

<死亡保険金の非課税額と課税対象額の計算例>

死亡保険金の非課税額=500万円×2人=1,000万円

死亡保険金の課税対象額=2,000万円-1,000万円=1,000万円

<相続税の基礎控除額の計算例>

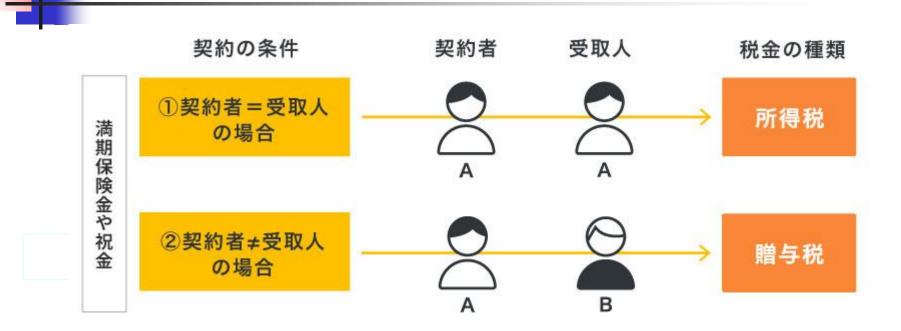
相続税の基礎控除額=3,000万円+(600万円×2人)=4,200万円

この例では、死亡保険金の課税対象額(1,000万円)を含めた遺産総額から、4,200万円の基礎控除額を差し引くことができる。死亡保険金の課税対象額が1,000万円なので、他の相続財産が3,200万円までであれば、相続税は発生しない。

贈与税の対象になる場合

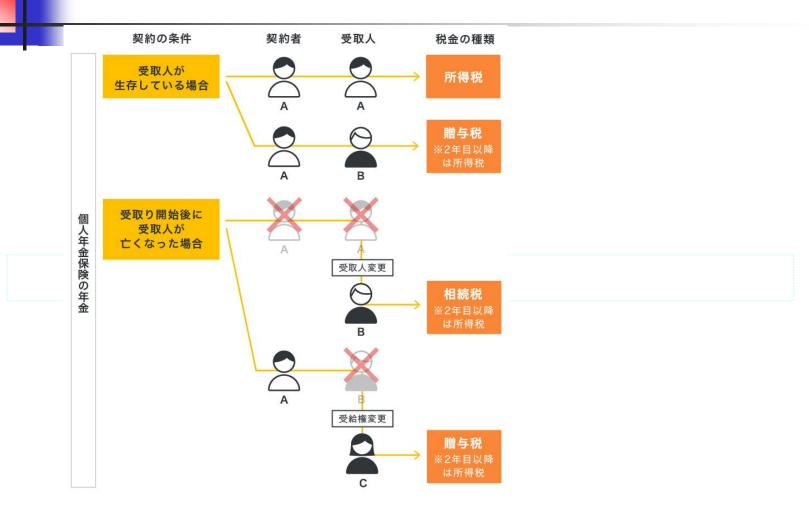
贈与税には110万円の基礎控除があります。そのため、**死亡保険金にかかる贈与税の** 計算をする時には、保険金額から110万円を差し引いた額が課税対象となります。

(5)保険の税務



(出所)生命保険の受取りにかかる税金はどうなる?

(5)保険の税務



6. 保険約款



(1)保険約款

- 保険約款の意義
 - 生命保険会社によって予め定められた、保険 契約の内容となるべき契約条項。
- 保険約款の必要な理由
 - ①保険法・保険業法の規定は簡素なため。
 - ②生命保険契約は、多数の人々との間で、定型的・反復的な取引が大量に行われ締結される。
 - ③生命保険制度は、専門的・技術的である(情報の非対称性)
 - ④契約者間の公平性を確保するため。



(1)保険約款

- 重要事項説明
 - 保険約款は専門的・網羅的で、消費者が すぐに理解するのは困難。
 - 契約締結までに、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」等を提示して契約内容を説明。
 - ■「意向確認書面」で契約者のニーズにあった申込内容かも確認。



- 申込書の署名・捺印
 - ①契約者、被保険者自身が署名、捺印。
 - ②「ご契約のしおり」等の受領印の欄。
- ■告知義務
 - ①過去の傷病歴、現在の健康状態、職業など事実をありのままに告げる義務がある。
 - ②生命保険会社指定の<u>医師以外の職員</u>(営業職員など)に健康状態、傷病歴など口頭で伝えても告知したことにはならない。

(2)告知義務

■ 告知義務違反

告知義務違反があった場合、保険金などが受け取れなくなったり、契約を解除される。(解除の場合、解約返戻金が支払われる)

- 保険会社が解除権を行使できない場合
 - ①保険会社が、契約締結時、告知されなかった事実について真実を知っていたか、または過失によってこれを知らなかったとき。
 - ②保険会社が解除の原因を知ったきから<u>一ヶ月間解除権を行使しなかった</u>とき、または、<u>責任開始(後述)から2年を経過</u>したとき。(<u>保険法では5年を経過</u>)



- ■保険法による変更点
 - ■従来の商法:「重大な事実」は、保険者から問われなくても告知義務がある(自発的申告義務)
 - ■今回の改正では、保険契約者の告知義務 が保険会社への質問応答義務であることを 明示。
 - ■募集人による不告知の教唆についても、改正法の告知義務違反による解除権の制限 規定に反映。

(2)告知義務

■不適切な不払い問題:

- ■正当な理由に基づかずに保険会社が支払いを拒否。支払い漏れとは根本的に異なる。
- ①告知事項とは因果関係のない保険事故にもかかわらず、告知義務違反を理由に支払いを拒否
- ②医師からの確定診断がない(被保険者に病気の認識がない)病気を告知していなかったとして、支払いを拒否
- ③医師に確認することなく、責任開始以前に発病した ものとして免責を適用
- ④告知義務違反による契約解除が可能な期間を過ぎているにもかかわらず、契約を解除



(3)クーリング・オフ

- クーリング・オフに関する<u>書面を受け取った日または申込日のいずれか遅い日を含めて8日以内(9日以上の会社も)</u>であれば申込みを撤回でき、保険料は返金される。
- なお、以下の場合には、クーリング・オフ制度が 適用されない。
 - ①保険期間が1年以内の契約
 - ②営業所等に出向いて申込をした場合
 - ③契約にあたって医師による診査を受けた場合
 - ④契約の変更、更新時 等



(4)責任開始

 <責任開始日(=生命保険会社が契約上の責任を開始する時期)>

- 申込書に署名捺印した後、生命保険会社が 契約を承諾した場合には
 - (1)告知あるいは診査、
 - (2)第1回保険料充当金の払い込み、

の<u>いずれか遅い時</u>から契約上の責任が開始される。

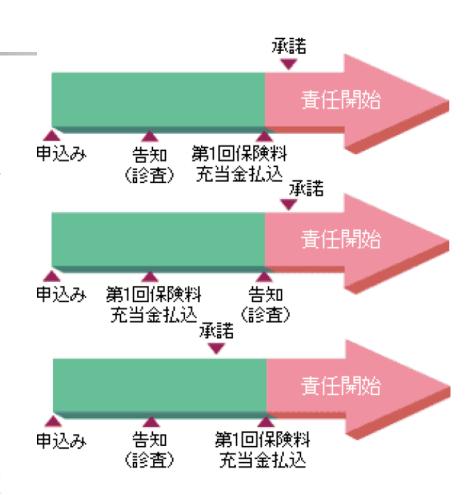


【遡及保険】

契約期間は契約成立後に開始するのが一般的であるが、保 険契約では**責任開始を保険契 約成立時より前の時点に遡っ** て行う。これを遡及保険という。

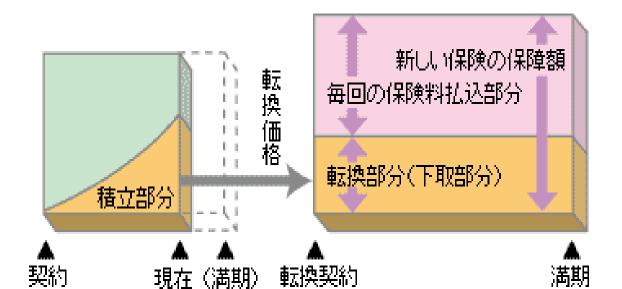
■もし、保険会社の承諾前に死亡した場合はどうか?

→本来承諾していたであろうという場合には、通常、死亡保険 金を支払う。



(5)契約の転換

- 既契約を活用し、新たな保険を契約する方法。積立部分や積立配当金を「転換(下取り)価格」として新契約の一部に充当、元の契約は消滅。
- 主契約と特約の組み合わせや保障額、保険料の額 や払込方法、保険期間および保険料払込期間、配当 方法などを総合的に変更できる。





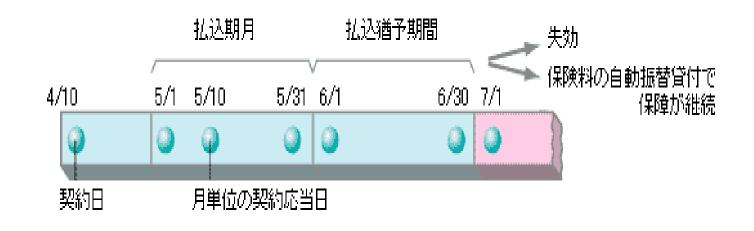
①解約

- ■将来に向かって保険契約を解消すること。<u>契約は消滅し、以降の保障はなくなる</u>。
- ■解約すると解約返戻金が受け取れる。その金額は保険種類・契約時の年齢・保険期間・経過年数などによって異なるが、通常は払い込んだ保険料総額より少なくなる。
- ■これは保険料の一部が毎年の死亡保険金等の支払いや生命保険会社の運営に必要な経費に充てられるからである。



②払込猶予期間と失効

- ■契約を有効に継続させるために、契約に応じた 期日までに保険料を払い込む必要がある。
- ■<u>保険料の払い込みがストップし、払込猶予期間</u>が経過すると契約が失効する。





③保険料の自動振替貸付(立て替え)

- ■解約返戻金の範囲内で、保険料を<u>自動的に</u>生命保 険会社が<u>立て替え</u>、契約を継続させる制度。立替保 険料には所定の利息がつく。
- ■未返済のまま満期等迎えると、満期保険金等から、 元金と利息が差し引かれる。
- ■「契約者貸付」と合わせた元利金が解約返戻金を上回ると契約は失效。
- ※契約者貸付制度:解約返戻金の一定範囲内で、契約者が貸 し付けを受けることができる制度。



(6)解約•失効

4復活

■契約が失効した場合、3年以内であれば、 もとに戻せる。これが復活。復活に際しては、 診査または告知と失効期間中の保険料の払い込みが必要。

- 保険者が保険金を支払う必要がない場合
- 保険法の任意規定
- (1)死亡保険契約
 - ①被保険者が自殺したとき
 - ②保険契約者または保険金受取人が被保険者を故意 に死亡させたとき
 - ③戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- (2)傷害疾病定額保険
 - ①保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人が故意 もしくは重大な過失により支払事由を発生させたとき
 - ②戦争その他の変乱によって支払事由が発生したとき

(災害保険金の免責事由に関する保険約款記載例)

契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき

被保険者の犯罪行為によるとき

被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき

(災害保険金の免責事由に関する保険約款記載例)

被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき

被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

地震、噴火、津波、戦争その他変乱による場合

(疾病入院給付金の免責事由に関する保険約款記載例) 被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔、無免許運転、酒気帯び 等運転、地震・噴火・津波・戦争等の場合に加えて以下の事由

保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。被保険者の故意には、自殺行為、自傷行為を含む。

被保険者の薬物依存によるとき

頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見がないとき

(8)保険金が支払われない場合

支払事由に該当しない場合

免責事由に該当する場合

保険給付の原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始前に生じている場合

詐欺により契約が取り消された場合

告知義務違反により、契約が解除された場合

契約が失効している場合

7. 保険料の計算



(1)保険料の内訳

■純保険料

■保険金の支払いのための保険料

■付加保険料

■保険業の遂行のために必要な経費に充て る保険料

■営業保険料

■純保険料と付加保険料の合計額



(2)生命表

①死亡率

■死亡率とは、ある一定期間に死亡する人数の割合。通常は性別、年齢別の1年間の死亡者の割合で表す。

②生命表

■生命表は、ある一時点(通常O歳の出生時)に 10万人(の出生児)が生存していると仮定して、その人数が年々死亡によってどのように減少していくかを、男女別、年齢別に生存者数、死亡者数、生存率、死亡率を表したもの。



③生命表の種類

- ■国民生命表:国民あるいは特定地域の人口を対象とし、死亡状況を表したもの。元となる人口統計により、完全生命表と簡易生命表がある。
- ■完全生命表: 5年ごとの国勢調査による男女別、年齢別人口とその時期の人口動態統計(確定数)による男女別、年齢別死亡数をもとに作成。
- ■簡易生命表:毎年の人口動態統計(概数)の死亡数と推計人口を用い、簡略化された計算によって算定された死亡率を表示したもの。



■経験生命表(経験表)

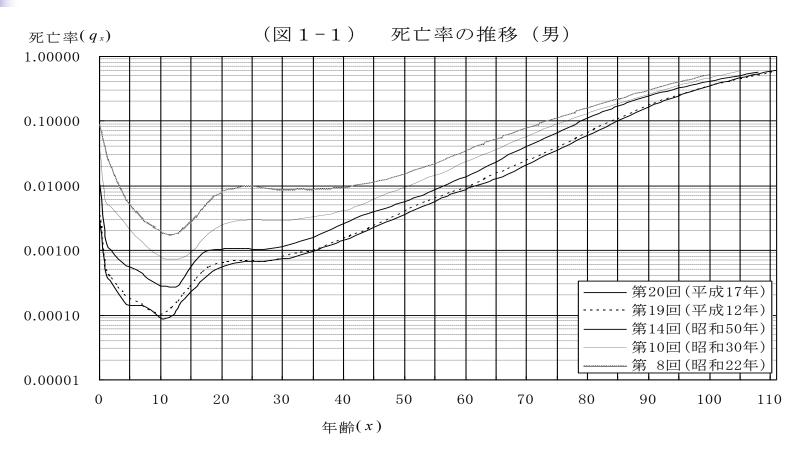
- ■生命保険の被保険者等の実際の死亡経験に 基づいて作成されたもの。
- ■わが国の民間の生命保険会社が標準責任準備金の計算に用いているのは、この経験表である。
- ■被保険者の性別, 年齢別ばかりでなく、保険種類別, 契約年度別, 保険年度(加入後の経過年数)別などで作成される。
- ■選択効果により、国民生命表よりも死亡率は低い。

(2)生命表

生保標準生命表2007(死亡保険用) 【男性】

		1		
年齢	生存数	死亡数	死亡率	平均余命
30	98,434	85	0.00086	49.20
31	98,349	88	0.00089	48.24
32	98,261	90	0.00092	47.28
33	98,171	94	0.00096	46.33
34	98,077	98	0.00100	45.37
35	97,979	103	0.00105	44.41

(2)生命表





①単利

■元金について、その運用期間中の利息は再投資しないものとして計算。元金、(運用)期間、利率、利息の関係は次のとおり。

利息=元金×期間×利率

期末の元利合計=元金+元金×期間×利率

=元金×(1+期間×利率)

(例)元金1万円,年利率5%の場合

- 1年間の利息=10,000 円×1×0.05=500 円
- 1年後の元利合計=10,000 円×(1+1×0.05)=10,500 円
- 2年後の元利合計=10,000円×(1+2×0.05)=11,000円

②複利

■利息の繰り入れを期末ごとに続けていく利息の計算方法。単利法と異なり、利息に利息が付く。

元利合計=元金×(1+利率)^{期間}

(例) 元金1 万円, 年利率5%の場合

- 1年後の元利合計=10,000円×(1+0.05)=10,500円
- 2 年後の元利合計=10,500 円×(1+0.05)=11,025 円
- 3 年後の元利合計=11,025 円×(1+0.05)=11,576 円 公式より、
- 3 年後の元利合計=10,000 円×(1+0.05)3=11,576 円

③ 終価

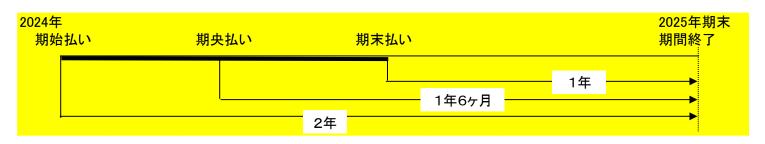
■ある元金を複利で増やしていった場合、複利計算による元利合計。

終価=元金×(1十利率)期間

期始払終価=元金×(1+利率)期間

期央払終価=元金×(1+利率)期間-1/2

期末払終価=元金×(1+利率)^{期間-1}



4現価

■将来のある時期に、ある一定の金額を受け取るために現在投資しなければならない金額。

現価=元利/(1+利率) 期間

期始払現価=元利/(1+利率)^{期間-1}

期央払現価=元利/(1+利率)期間-1/2

期末払現価=元利/(1+利率)期間



(例)年利率5%の場合、10年後に10万円となるために現在必要な額は?

10 年後の10 万円の現価=100, 000 円÷(1+0.05)10

=100,000 円÷1.62889=61,391円

=100,000 円×<u>0.61391</u>=61,391円

現価率

現価率(1%)

年	期始払	期央払	期末払
+	現価率	現価率	現価率
1	1.000000	0.995037	0.990099
2	0.990099	0.985185	0.980296
3	0.980296	0.975431	0.970590
4	0.970590	0.965773	0.960980
5	0.960980	0.956211	0.951466
6	0.951466	0.946744	0.942045



純保険料は予定利率、予定死亡率に基づいて計算。

【前提①】

収入保険料は、予定利率どおりに運用される。

[前提2]

死亡保険金は、被保険者の死亡の都度支払う。年間を通じて平均して支払われるとみなす。

→期央払現価率の使用

【前提③】

保険料は、各年度の期初に収入される。

→期始払現価率の使用

【計算例で用いる生命表と現価率】

生保標準生命表2007(死亡保険用) 【男性】

年齢	生存数	死亡数	死亡率	平均余命
30	98,434	85	0.00086	49.20
31	98,349	88	0.00089	48.24
32	98,261	90	0.00092	47.28
33	98,171	94	0.00096	46.33
34	98,077	98	0.00100	45.37
35	97,979	103	0.00105	44.41

現価率(1%)

年	期始払	期央払	期末払
+	現価率	現価率	現価率
1	1.000000	0.995037	0.990099
2	0.990099	0.985185	0.980296
3	0.980296	0.975431	0.970590
4	0.970590	0.965773	0.960980
5	0.960980	0.956211	0.951466
6	0.951466	0.946744	0.942045

(4)自然保険料

(例)死亡保険金額=100万円、予定利率=1%、被保険者の年齢=30歳、性別=男

保険期間1年の定期保険の保険料はいくらか?

■現価ベースで見た収支相等の原則により、

収入保険料総額×期始払現価率

- =支払保険金総額×期央払現価率
- ■いま、純保険料をPとすると、

加入者数×P×<u>期始払現価率(=1)</u>

=死亡保険金額×死亡数×期央払現価率

式の両辺を加入者数で割ると

(4)自然保険料

P=死亡保険金額×期央払現価率×死亡数/加入者数 =死亡保険金額×期央払現価率×死亡率

■実際の数値を当てはめると(加入者数は、年始の生存数)

P=100 万円×0.995037 × (85 / 98,434)=859 円

前のページの生命表と現価表を使って、31、32、33、34、35才加入の保険期間1年の定期保険の保険料が右のようになることを確認してみましょう。

被保険者の年齢が上がるごとに死亡率が上昇し、それを反映した自然保険料は高くなる。

年齢	自然保険料
30	859
31	890
32	911
33	953
34	994

(例)死亡保険金額=100万円、予定利率=1%、被保険者の年齢=30歳、性別=男 保険期間5年の定期保険の平準保険料は?

■現価ベースで見た収支相等の原則により、

30 歳の生存者×P1×1年の期始払現価率

+31 歳の生存者×P1×2 年の期始払現価率

+32 歳・・・・ + 33 歳・・・・ + 34 歳・・・・

一 死亡保険金額×30歳の死亡数×1年の期央払現価率 +死亡保険金額×31歳の死亡数×2年の期央払現価率 +32歳・・・・+33歳・・・・+34歳・・・・

■上式に実際の数値を当てはめて計算すると、

481,668×**P1**=100万円×443.554555

となる。これを解いて、**P1=921円** を得る。

年齢	生存数	期始払		死亡数	期央払	
十 困 1	1	2	① x ②	4	(5)	4) x (5)
30	98,434	1.000000	98,434	85	0.995037	84.578145
31	98,349	0.990099	97,375	88	0.985185	86.696280
32	98,261	0.980296	96,325	90	0.975431	87.788790
33	98,171	0.970590	95,284	94	0.965773	90.782662
34	98,077	0.960980	94,250	98	0.956211	93.708678
計			481,668			443.554555



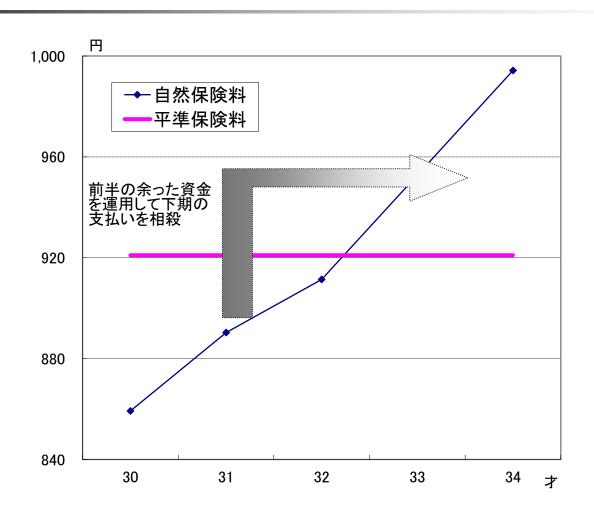
■自然保険料

毎年の収入保険料総額で毎年の支出保険金総額をまかなえるように計算した保険料。死亡率の上昇に伴い上昇。

■平準保険料

<u>保険期間を通じて毎年の保険料の額が一定になる</u>ように 計算した保険料。

年齢	自然保険料	平準保険料	差額
I MI	1	2	1-2
30	859	921	▲ 62
31	890	921	▲ 31
32	911	921	1 0
33	953	921	32
34	994	921	73
計	4,608	4,605	3



- 毎年の平準保険料では保険料収入総額と保険金支払金額は一致しないが、予定どおりの死亡率、利率で推移すると、保険期間全体で収支相等の原則が成立。
 - ※死亡率の低い、保険期間の前半では、平準保険料 >自然保険料となる。
 - ⇒保険金支払に充当されない剰余が生じるので、予定 利率で運用。
 - ⇒死亡率の高い、保険期間の後半では、平準保険料 <自然保険料。
 - ⇒平準保険料のみでは保険金支払に不足分が生じるので、上の剰余累積分でこの不足分を穴埋め。
 - ⇒最終年には、この収支がゼロになる。

(例)満期保険金額=100万円、予定利率=1%、被保険者の年齢=30歳、性別=男

保険期間5年の生存保険の平準保険料はいくらか?

【前提④】満期保険金は、保険期間の終了時にそのときの 生存者に対して支払われると想定する。

- →<u>期末払現価率</u>を使用する
- ■左辺は5年定期保険平準純保険料と同じ「481,668×P2」 となるので、

481,668 × **P2**

- -満期保険金額×35 歳の生存数×5年の期末払現価率
- =100万円×97,979×0.951466=93,223,687,214
- ■これをPについて解くと **P2**=193,543円。

(例)死亡・満期保険金額=100万円、予定利率=1%、被保険者の年齢=30歳、性別=男、保険期間5年の養老保険の平準保険料はいくらか?

■養老保険は、同じ満期の生存保険と定期保険の組み合わせなので、

5年養老保険平準保険料

- =5年定期保険平準保険料+5年生存保険平準保険料
- =921+193,543=<u>194,464 円</u> となる。

(6)一時払い保険料

死亡・満期保険金額=100万円、予定利率=1%、被保 険者の年齢=30歳、性別=男、保険期間5年の養老保 険の一時払い保険料の場合はいくらか?

※ヒント! 加入時の30歳(98,434人)ですべての期間の保険金を賄います。

年齢	生存数	期始払		死亡数	期央払	
十 樹T 	1	2	1) x 2	4	<u>(5)</u>	4x5
30	98,434	1.000000	98,434	85	0.995037	84.578145
31				88	0.985185	86.696280
32				90	0.975431	87.788790
33				94	0.965773	90.782662
34				98	0.956211	93.708678
計						443.554555

(6)一時払い保険料

■定期保険の一時払い保険料は 98,434×P1=100万円×443.554555となる。これを解いて、P1=???円を得る。

- ■満期保険金の一時払い純保険料は左辺は同じなので、 98,434 × P2
- =満期保険金額×35 歳の生存数×5年の期末払現価率
- =100万円×97,979×0.951466=93,223,687,214
- これをPについて解くと **P2=???**円。

答えは P= P1 + P2=???円

(6)一時払い保険料

<今日の課題>

死亡・満期保険金額=300万円、予定利率=1%、被保険者の年齢=30歳、性別=男、保険期間5年の養老保険の一時払い保険料の場合はいくらか?

(7)計算基礎率変化

	予定死亡率	予定利率	定期保険	生存保険	養老保険
Ι	+	0	+	_	+
II	_	0	_	+	_
III	0	+	_	_	_
IV	0	_	+	+	+
V	+	+	?	_	?
VI	+	_	+	?	+
VII	_	+	_	?	_
VIII	<u> </u>	_	?	+	?

(注)+は「高くなる(上昇)」、一は「低くなる(低下)」、Oは「変更なし」、?は「どちらとも簡単にいえない」ことを示す。



- ■付加保険料は、事業に必要な諸経費を見積った<u>予定事</u> 業費率に基づいて計算。
- ■一般に、経費の内容や支出形態に応じ、新契約費・維持費・集金費の項目別に、保険金、保険料、保険料・保険金 比例方式を採用。

保険料の比較(30歳 男性、定期保険 単位は円)

社名	営業保険料	うち純保険 料	うち付加保険 料
SBIアクサ生命	3,450	2,669	781
ライフネット生命	3,484	2,669	815
日本生命	6,660	2,669	3,991
明治安田生命	6,990	2,669	4,321
住友生命	7,410	2,669	4,741

8. 責任準備金



保険会社が、将来の保険金や給付金の支払のために積み立てておくための準備金のこと。

将来法による責任準備金

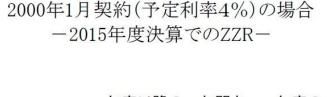
=将来の保険金支払額の現価ー将来の 保険料収入の現価

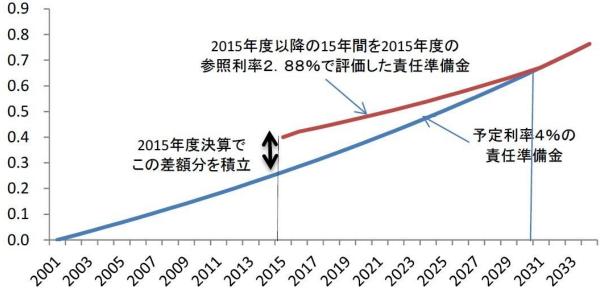
過去法による責任準備金

一既に受け取った保険料収入+利子収入一既に支払った保険金

(1)責任準備金

ZZR(Zinszusatzreserve)のイメージ



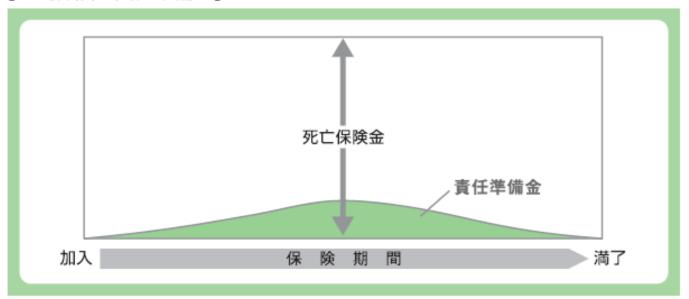


(出所)ニッセイ基礎研究所レポートより引用

(1)責任準備金

■定期保険の場合は、一般的に、保険期間のある時期まで責任準備金が増加するが、それ以降は減少に転じ、最終的には、責任準備金はゼロになる。

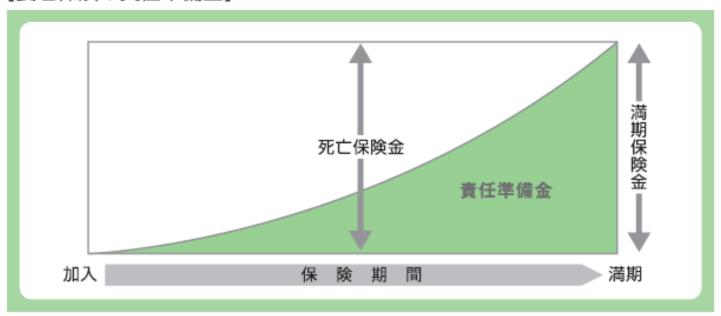
【定期保険の責任準備金】



(1)責任準備金

■養老保険の責任準備金は、保険期間の経過に従い増加し、満期時には、満期保険金額と同額の水準に達する。

【養老保険の責任準備金】



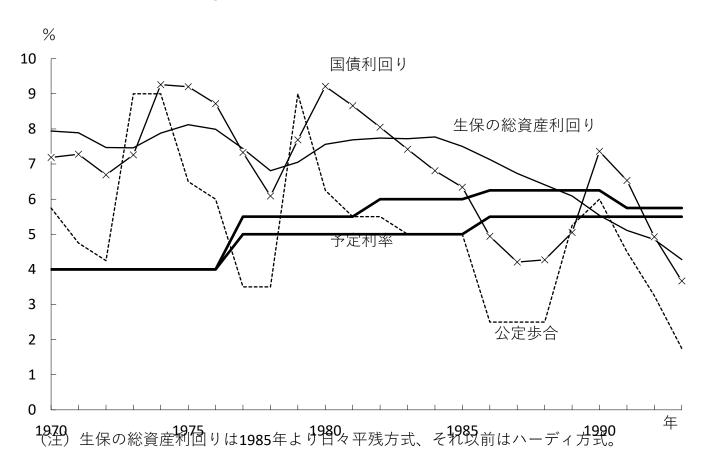
(2)予定利率割れと生保破綻

- 養老保険において高い予定利率を設定すると、保険料は引き下げられる。一方、保険期間の後半で責任準備金の積増額が大きくなる。
- ■責任準備金の現価計算で用いられるのが予 定利率。予定利率は責任準備金に大きな影響を与える要素となる。
- ■養老保険の場合、予定利率が高いほど、保険期間中の責任準備金が少なくなる。
- 長期的に運用利回りが予定利率を下回る状態が続けば、必要な責任準備金の積み増しができずに経営破たんに至る。

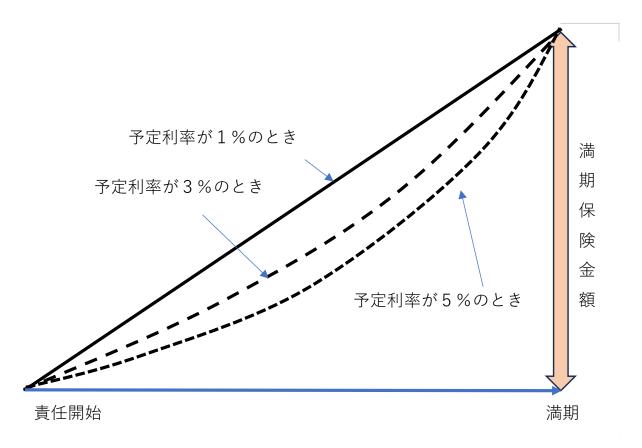
(『生保の逆ザヤ・予定利率割れの問題』)

(2)予定利率割れと生保破綻

予定利率、国債利回りなどの推移

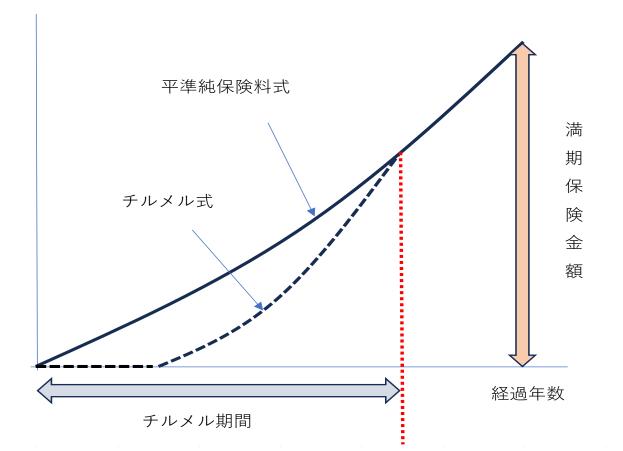


予定利率と責任準備金のカーブの関係



責任準備金の積立方式

責任準備金



①責任準備金の削減

■破綻時点の責任準備金の90%までは「保険契約者 保護機構」によって補償。残りの10%は更生計画など により決定(保険金・年金等の90%ではない)。

②契約条件変更

■保険契約の移転などの際、責任準備金の削減のほか、予定利率の引き下げ等の契約条件変更を実施。

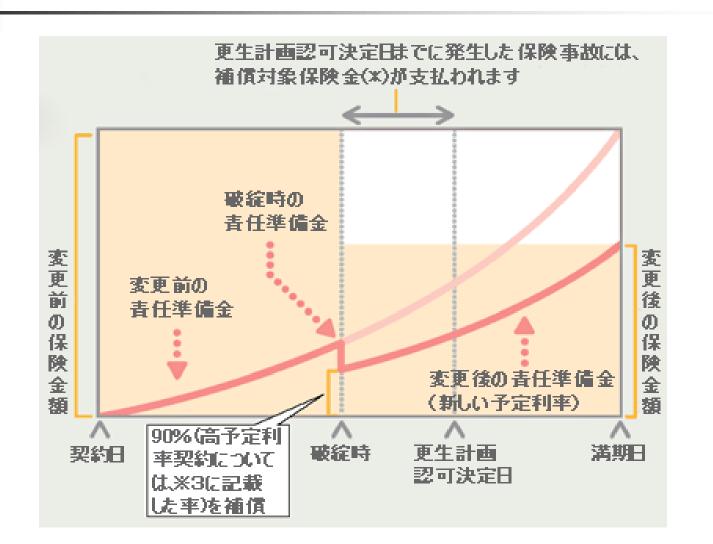
③契約への影響

- ■保障性の高い保険(定期保険、医療保険など)では、保険金額などの減少幅は小さい。
- ■貯蓄性が高く保険期間が長期の保険(終身保険、養老保険、個人年金保険など)では減少幅が大きい。
- ■加入の期間が同じ契約でも、満期までの期間が長いほど減少幅が大きい。

生保破綻の一覧

金額の単位:億円

	日産	東邦	第百	大正	千代田	協栄	東京	大和
破綻年	1997.4	1999.6	2000.5	2000.8	2000.10	2000.10	2001.3	2008.10
債務超過額	3,222	6,500	3,200	365	5,950	6,895	731	643
保護機構から の援助額	2,000	3,600	1,450	262	なし	なし	なし	278
予定利率	2.75%	1.50%	1.00%	1.00%	1.50%	1.75%	2.60%	1.00%
責任準備金削 減率	なし	10%	10%	10%	10%	8%	なし	10%
早期解約控除 期間	7年間	8年間	10年間	9年間	10年間	8年間	11年間	9年間
引受会社	あおば	GEエ ジソン	マニュライフ	あざみ	AIGス ター	ジブラ ルタ	T&D	ジブラ ルタ





- ■責任準備金の積立水準は、<u>積立方式と計算基</u> <u>礎率</u>により決まる。
- ■従来、責任準備金の計算基礎率には<u>保険料の</u> 計算基礎率を用いていた。
- ■1997年改正保険業法で「標準責任準備金制度」 が導入され、積立方式だけでなく計算基礎率も、 監督当局が定めることになった。
- ■標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のこと。

(3)標準責任準備金制度

<保険業法第116条第2項>

長期の保険契約で内閣府令で定めるものに係る責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準については、内閣総理大臣が必要な定めをすることができる。

■積立方式 平準純保険料式

■予定死亡率 (社)日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が 検証したもの

■予定利率

予定利率と 国債利回り が連動 平成11年3月31日までに締結した保険契約年 2.75 %

平成11年4月1日以降平成13年3月31日までに締結した保険契約年2.00%

平成13年4月1日以降締結する保険契約年1.50%

(4)剰余金と配当金

- ①剰余金と配当金
- ■保険料は<u>予定率(予定死亡率、予定利率、予定</u>事業費率)をもとに算出。
- ■予定と実際との差で<u>剰余金</u>が生じた場合、剰余金の還元として契約者に分配されるのが<u>配当金</u>。配当金は<u>保険料の事後精算</u>としての性格をもつ。
- ■3利源

予定死亡率と実際の死亡率との差→死差益 予定利率と実際の運用利回りとの差→利差益 予定事業費率と実際の差→費差益

(4)剰余金と配当金

②有配当保険と無配当保険

有配当保険には、<u>「3利源配当タイプ」と「利差配当</u>タイプ」がある。

③配当金の受取方法

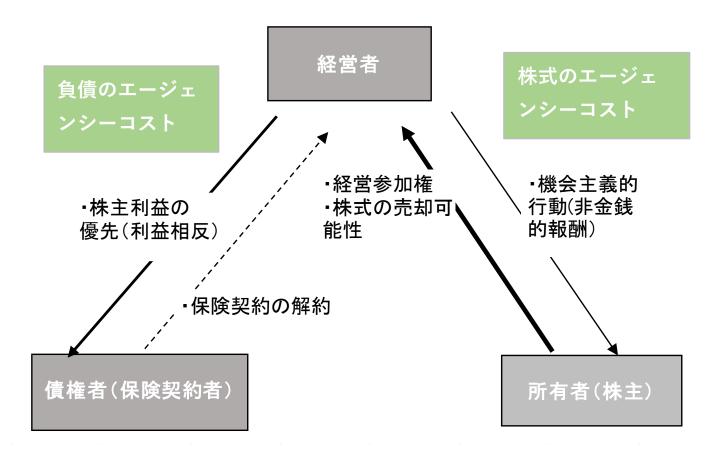
受取方法	内容
積立	配当金を保険会社に積み立てる方法。所定の利息がつく。途中で引き出すことも可能。満期や死亡の場合、保険金と一緒に受け取れる。
買増	配当金を一時払の保険料として保険を買い増していく方法。
相殺	配当金と保険料を相殺する方法。保険料負担が軽減される。
現金支払	配当金を現金で受け取る方法。

1. 保険契約者と株主の利害対立の回避

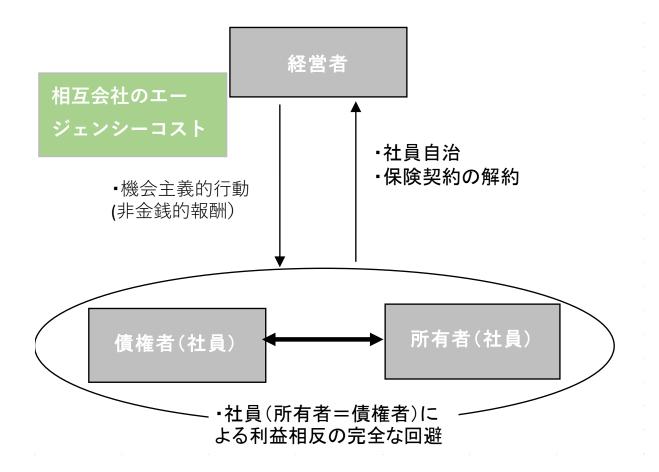
	相互会社	株式会社
性質	保険業法に基づく中間法 人	会社法に基づく営利法人
資本	基金(基金拠出者が拠出)	資本金(株主が出資)
構成員	社員(=保険契約者)	株主
意思決定	社員総会(総代会)	株主総会
事業損益 の帰属先	社員→社員配当は剰余金 処分	株主→契約者配当は費用

▶ 相互会社は高料・高配、株式会社は低料・無配当 ⇒相互会社には20%ルール

株式会社モデル



相互会社モデル



2. 相互会社の歴史

戦前:多くの生保が株式会社として設立

例外は第一生命、千代田生命、富国徴兵生命(現 在の富国生命))

戦後: GHQの指導で相互会社に組織変更

• 大同生命がGHQの承認により相互会社として設立

1997年保険業法改正:株式会社の規定整備

- 2002年大同、2003年太陽、2004年三井
- 2010年第一が株式会社化を実施

3. 株式会社化のメリット

相互会社は株式がないので買収されない
⇔持株会社による経営の多角化が困難

- ①経営の選択肢の増加:増資や株式交換による 買収が可能
 - ⇔相互会社は買収にはキャッシュが必要
- ②持ち株会社によるグループ化
- ③資本増強による財務健全性向上:
 - ⇔「**実費主義原則」**(相互会社では剰余は最大限、社員に還元すべき)
- ④経営規律が高まる?:⇔社員総代会の形骸化

T&D T&Dホールディングス



D/IDO 大同生命





── T&D ユナイテッド キャピタル



◆ T&Dアセットマネジメント



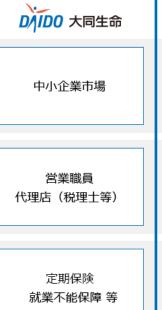


T&D情報システム

ほか、傘下グループ会社

▼ 保険グループ







(出所)T&Dホ ールディングス のHPより引用

9. 保険監督規制

(1)実体的監督主義

- 保険商品は形のない商品:契約が終わって価値がわ かる。
- とくに、生命保険は長期契約。
- 数理的計算が複雑かつ専門的な商品(情報の非対 称性)
- 保険料は高額(年平均45.5万円)
- 死亡保障や老後保障など家庭生活を送る上での根 幹的なサービスを提供
- ニーズ喚起型の勧誘方式(保険募集の適正さ)

保険業法・保険法による規制が必要

(1)実体的監督主義

- 当局が、免許、認可、命令等の裁量的権限を もち、継続的・具体的に監督する方式
 - 保険業を営むには免許が必要
 - 会社の定款とともに、事業方法書、普通保険約款、保険料および責任準備金の算出方法書(これらを「基礎書類」という)の認可が必要
 - 主務大臣は、保険会社に対して、事業改善命令等 を有する

公示主義•準則主義



(2)戦後の規制体系

- 参入・退出規制(免許主義、基礎書類の認可)
- 業務分野規制(生損保の兼営禁止)
- 価格規制(生保は事前認可、損保は合法的なカルテル価格)
- 商品規制(事前認可)
- 募集規制(「保険募集の取締に関する法律」)
- 資産運用規制(財産利用方法書による規制)
- 責任準備金規制
- 配当規制(事前承認)

(2)戦後の規制体系

バランスシート規制

	競争制限的規制	競争促進的規制
事前規制 (個別破綻の防 止)	資産運用規制、 価格·商品規制、 業務分野規制	自己資本比率規制(SM比率規制)
事後規制 (連鎖的破綻の 防止)	当局による合併 公的救済	保険契約者保護機構 公的救済

事前認可・監視型の護送船団方式から 事後チェック型の規制へ

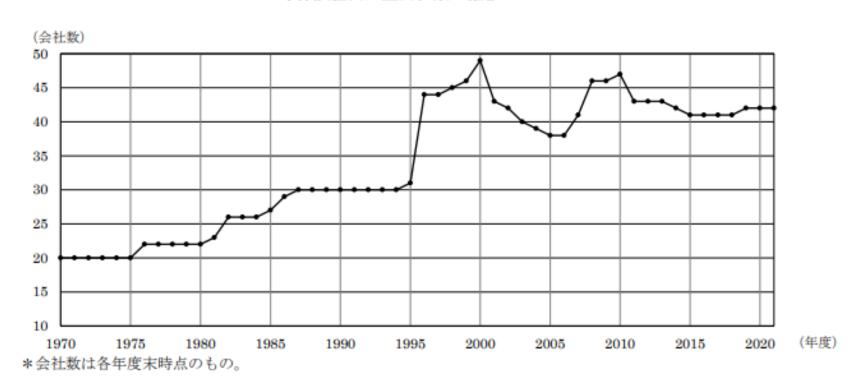
(3)自由化•規制緩和

- 1997年の保険業法の全面改正
 - 生損保の子会社による相互参入
 - 商品・料率の一部届出制の導入
 - 保険契約者保護機構の創設
 - 早期是正措置の導入
 - ディスクロージャーの充実
- 1998年の金融システム改革法
 - 銀行・証券・保険の相互参入
 - 金融持株会社の解禁
 - 2001年:銀行窓販の解禁

•

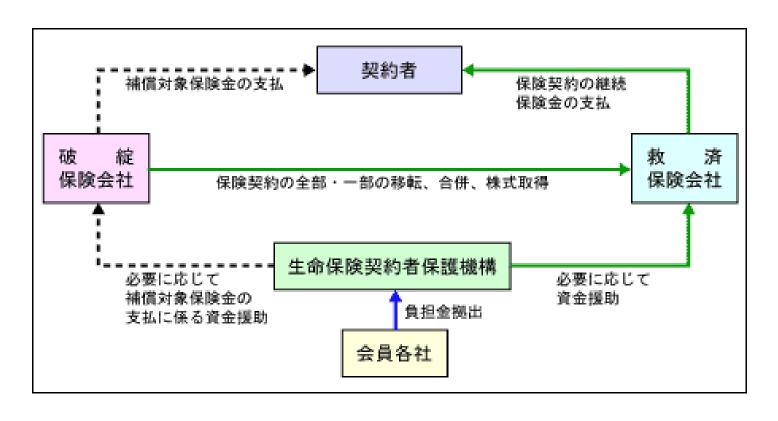
(3)保険自由化

生命保険協会加盟会社数の推移

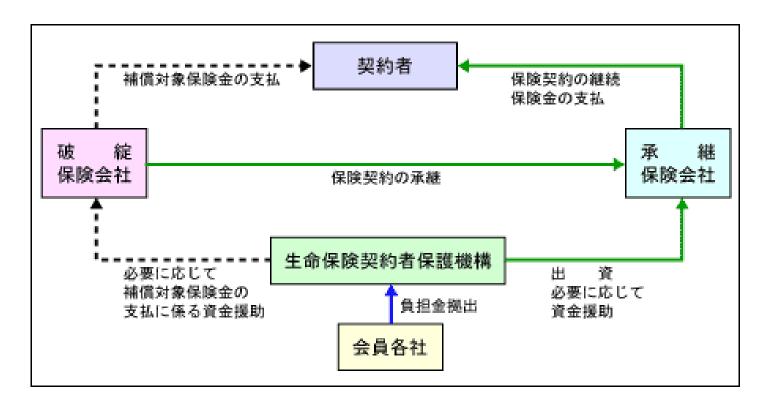


(出所)『2022年版 生命保険の動向』

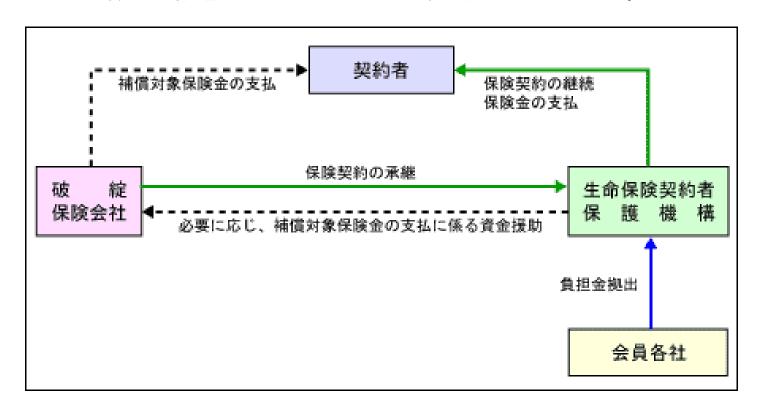
①「救済保険会社」が現れた場合



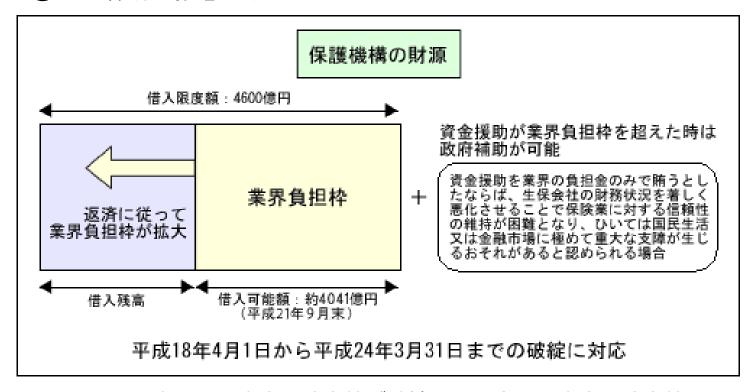
②「救済保険会社」が現れなかった場合 I.「承継保険会社」による保険契約の承継



②「救済保険会社」が現れなかった場合 II.「保護機構」自らによる保険契約の引受け場合



③「保護機構」の財源



2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社 各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合、国会審議を 経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能。





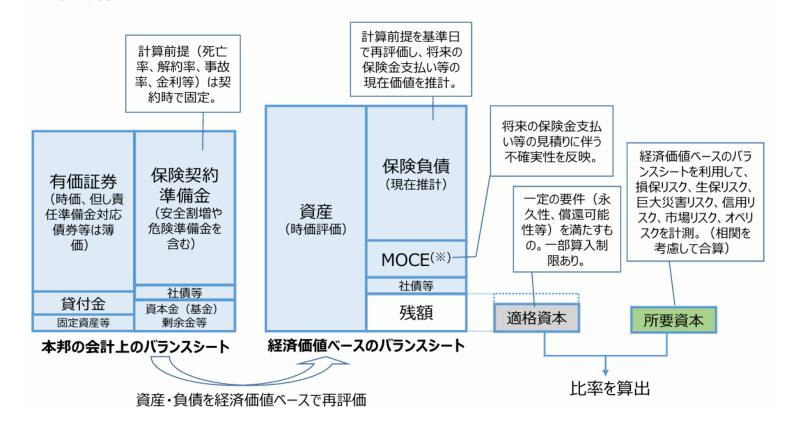
経済価値ベースのソルベンシー規制の概要

2024年10月31日 保険課 保険モニタリング室

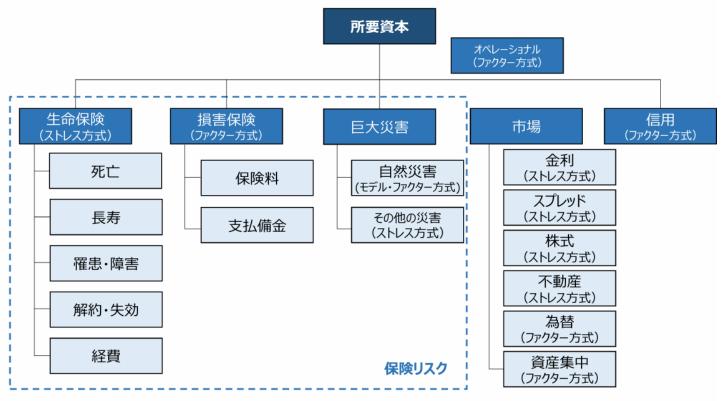
経済価値ベースのソルベンシー規制導入について

- 新規制を導入する意義は、主に以下の3つの観点から整理できる。
 - ① **契約者保護**:保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め、契約者の保護を図る
 - ② 保険会社のリスク管理の高度化: 既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、未だ経済価値ベースの考え方を取り入れていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される
 - ③ 消費者・市場関係者等への情報提供:経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待される
- 狭義のソルベンシー規制にとどまらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策について、「3つの柱」の考え方を採用。
 - 第1の柱 (ソルベンシー規制): ソルベンシー比率に関する一定の共通基準を設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める(基本的な構造はICSと共通)
 - 第2の柱(内部管理と監督上の検証):第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、保険会社の内部管理を検証しその高度化を促進する
 - **第3の柱(情報開示)**:保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせる
- 新規制の対象は、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人及び保険持株会社。少額短期保険業者は現行規制を継続。

 第1の柱(ソルベンシー規制)では、①保険会社の資産、負債を経済価値ベースで評価した上で、② ストレス環境下で発生するリスク量(所要資本)を計測し、③それに対する資本(適格資本)の十分性を評価。



各リスクカテゴリー毎の所要資本は、原則、99.5%の信頼水準に基づいてカリブレートされた所定の方法に従って計算。それらを分散効果を反映した上で統合したものが全体の所要資本となる。



(※) ファクター方式: エクスポージャーに定率の掛目を乗じる方式 ストレス方式: 経済価値ベースの資産・負債評価の前提となっているパラメータに所定のストレスを 与えた場合の純資産の変動額を計測する方式

現行制度における対応する比率を併記している。

		新たな早期是正措置制度	現行制度 (※)		
	区 分 象	水準:100%以上	水準:100%以上(200%以上)		
早期是正措置制度	第一区分	水準: 100-70%・改善計画の提出およびその実行の命令> 監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定	水準:100-50% (200-100%) ・改善計画の提出およびその実行の命令 ▶ 監督指針上は原則1年以内に100% 以上に回復すべき旨を規定		
	第二区分	水準:70-35%・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令監督指針上は原則6ヵ月以内に70%以上に回復すべき旨を規定	水準:50-0% (100-0%)・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令▶ 監督指針上は原則1年以内に50%以上に回復すべき旨を規定		
	第三区分	水準:35%未満 ・ 期限を付した業務の全部また一部停止命令 監督指針上は原則3ヵ月以内に35%以上に回復すべき旨を規定	水準:0%未満 ・期限を付した業務の全部また一部停止命 令		
	0	※)現行のソルベンシー・マージン比率は、支払余力(マージン)を、通常の予測を超える危険(リスク)に2分の 1をかけたもので割ることで算出されるところ、新規制におけるソルベンシー・マージン比率の算出にあたっては、分母のリスクに2分の1をかけることはしない。このため、新規制と共通の尺度での比較を可能にする観点から、「現行制度」の欄でも、分母のリスクに2分の1をかけずに算出した場合の比率を記載しているところ、括弧内において、			

10. ディスクロージャー

①契約高

- ■契約高:生命保険会社が保障する金額の総合計額。
- ■**保有契約高**:生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約を保有しているのか示す指標。
- ■新契約高:1年間にどのくらいの商品を販売したのかを示す指標。

②年換算保険料

- ■保険料の支払い方の違いを調整し、1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを表示。
- ■個人保険・個人年金保険との合計、医療・介護分野(第三分野)に関して、各々の保有契約・新契約の**年換算保険料**が開示。



(出所)『2024年版 生命保険の動向』

図表 5 個人保険の種類別保有契約高の推移



(出所)『2024年版 生命保険の動向』

図表 13 年換算保険料の推移

(保有契約)

個人保険	個人年金 保険	合計	うち第三 分野	
15,457	3,928	19,385	5,634	
40.004	0.010	45044	4.000	

25.014

2019 年度 2020 13,334 2,610 15,944 4,829 2021 3,246 18,408 15,161 5,419 2022 17,570 4,036 21,607 5,461

6.327

〈新規契約〉

18,686

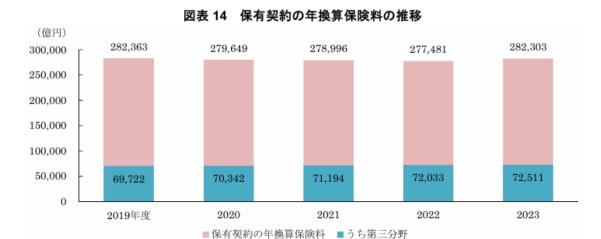
2023

個人年 個人保険 合計 うち第三 金保険 分野 220,404 61,958 282,363 69,722 218,325 61,324 279,649 70,342

(億円)

60,128 278,996 71,194 218,868 72,033 218,402 59.078 277,481 221.520 60.782 282,303 72,511

5,357



(出所)『2024年版 生命保険の動向』

^{*}第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、 介護給付等)、保険料払 込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年 換算保険料が含まれている。

(1)主な経営指標

③基礎利益

- ■「基礎利益」は、でき るだけ期間収益の状況 を表すように作り出さ れた指標。
- ■基礎利益=経常利益 ーキャピタル損益一臨 時損益
- ■一般事業会社の営業 利益や、銀行の業務純 益に近い。

基礎利益 =経常利益ーキャピタル掲益-臨時掲益

キャピタル損益=+)キャピタル収益 ①金銭の信託運用益

- ②売買目的有価証券運用益
- ③有価証券売却益
- ④金融派生商品収益
- ⑤為替差益
- ⑥その他キャピタル収益

- –)キャピタル費用 ①金銭の信託運用損
 - ②売買目的有価証券運用損
 - ③有価証券売却損
 - 4)有価証券評価損
 - 5)金融派生商品費用
 - ⑥為替差損
 - ⑦その他キャピタル費用

臨 時 損 益 =+) 臨 時 収 益 ①再保険収入

- ②危険準備金戻入額
- ③その他臨時収益
- 一)臨時費用①再保険料
 - ②危険準備金繰入額
 - ③個別貸倒引当金繰入額
 - ④特定海外債権引当勘定繰入額
 - ⑤貸付金償却
 - ⑥その他臨時費用



④運用利回り

■保有する資産がどの程度の利回りで運用されたかを示す 指標。

運用利回り=

(資産運用収益一資産運用費用+保険業法第112条評価益)÷一般 勘定資産日々平均残高

⑤逆ざや

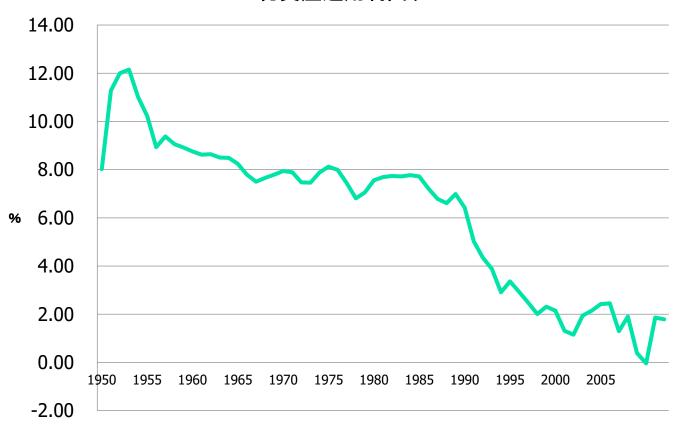
■予定利率により見込んでいる運用収益が実際の運用収益でまかなえない額。

逆ざや額

=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定 責任準備金

(1)主な経営指標

総資産運用利回り

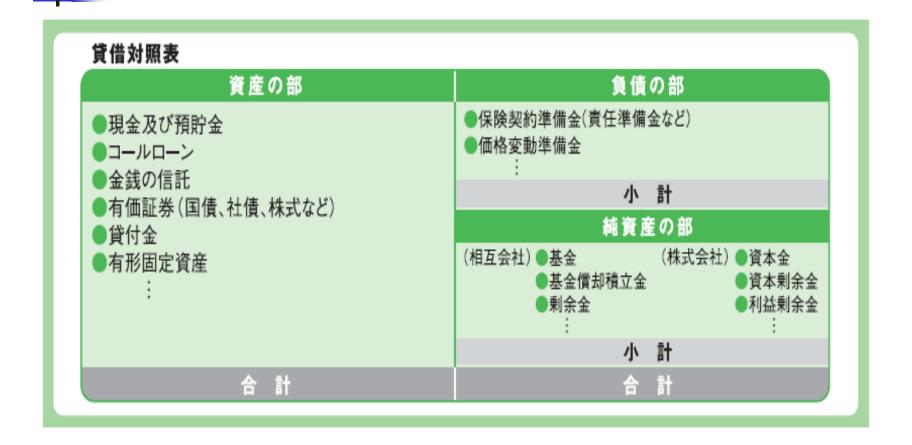




主な特徴としては、

(1)貸借対照表の「資産」は、一般企業のように 流動・固定の区分ではなく、銀行と同様、資産 運用の形態により区分

(2)貸借対照表の「負債」は、一般企業のように流動・固定の区分をせず、また、その大部分が将来の保険金などの支払いを確実に行うための責任準備金などであること。



資産運用の長期的動向

(単位:億円、%)

	1975年		198	1985年		2003年		2006年	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
現金·預貯金	1,616	1.3	62,486	11.6	21,280	1.2	29,898	1.4	
金銭の信託	I	I	1	ı	25,341	1.4	26,560	1.2	
コールローン	635	0.5	1,467	0.3	27,981	1.5	26,667	1.2	
有価証券	27,919	21.7	189,814	35.2	1,204,576	65.3	1,621,972	73.7	
貸付金	87,572	67.9	243,732	45.2	417,201	22.6	350,772	15.9	
不動産	10,201	7.9	31,962	5.9	76,824	4.2	66,714	3.0	
その他	987	0.8	9,254	1.7	70,094	3.8	79,584	3.6	
総資産	128,930	100.0	538,706	100.0	1,843,299	100.0	2,202,170	100.0	

図表 45 総資産の推移

(億円)

	現金及び 預貯金	コール ローン	金銭の 信託	有価証券	貸付金	有形固定 資産	その他	総資産
2019 年度	105,322	21,087	69,991	3,218,383	301,986	61,623	148,956	3,927,350
2020	108,745	16,456	85,754	3,431,132	295,862	61,999	124,513	4,124,465
2021	101,027	15,618	94,143	3,495,060	291,654	61,565	137,895	4,196,966
2022	114,557	27,278	94,244	3,346,682	289,334	62,421	133,637	4,068,156
2023	99,229	26,266	112,490	3,558,656	294,215	63,754	131,459	4,286,072

図表 46 資産別構成比

(%)

	現金及び 預貯金	コール ローン	金銭の 信託	有価証券	貸付金	有形固定 資産	その他	総資産
2019 年度	2.7	0.5	1.8	81.9	7.7	1.6	3.8	100.0
2020	2.6	0.4	2.1	83.2	7.2	1.5	3.0	100.0
2021	2.4	0.4	2.2	83.3	6.9	1.5	3.3	100.0
2022	2.8	0.7	2.3	82.3	7.1	1.5	3.3	100.0
2023	2.3	0.6	2.6	83.0	6.9	1.5	3.1	100.0

(出所)『2024年版 生命保険の動向』



図表 47 有価証券内訳の推移

(億円、%)

	国 債		地方位	責	社 化	責	株	式	外国証	券	その他の	証券	合 計
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額
2019 年度	1,512,024	47.0	101,342	3.1	283,830	8.8	187,661	5.8	981,283	30.5	152,239	4.7	3,218,383
2020	1,576,192	45.9	90,168	2.6	285,328	8.3	250,424	7.3	1,062,979	31.0	166,037	4.8	3,431,132
2021	1,624,246	46.5	78,043	2.2	273,538	7.8	243,158	7.0	1,115,312	31.9	160,761	4.6	3,495,060
2022	1,650,335	49.3	66,669	2.0	253,804	7.6	241,744	7.2	969,795	29.0	164,331	4.9	3,346,682
2023	1,654,088	46.5	57,753	1.6	253,357	7.1	331,913	9.3	1,070,535	30.1	191,008	5.4	3,558,656

(出所)『2024年版 生命保険の動向』

図表 54 負債・純資産の構成

<負債の内訳> (億円、%)

			.,
	金 額	負債内構成比	構成比
保険契約準備金	3,473,480	87.7	81.0
支払備金	22,772	0.6	0.5
責任準備金	3,416,090	86.3	79.7
社員(契約者)配当準備金	34,617	0.9	0.8
価格変動準備金	63,664	1.6	1.5
その他	421,938	10.7	9.8
負債合計	3,959,084	100.0	92.4

<純資産の内訳>

	金 額	純資産内構成比	構成比
基金等合計又は株主資本合計	132,588	40.5	3.1
基金又は資本金	27,040	8.3	0.6
基金償却積立金	32,410	9.9	0.8
資本剰余金	18,268	5.6	0.4
剰余金又は利益剰余金	54,864	16.8	1.3
その他	5	0.0	0.0
評価・換算差額等合計	194,399	59.5	4.5
株式引受権	0	0.0	0.0
新株予約権	0	0.0	0.0
純資産合計	326,988	100.0	7.6
負債・純資産合計	4,286,072	_	100.0

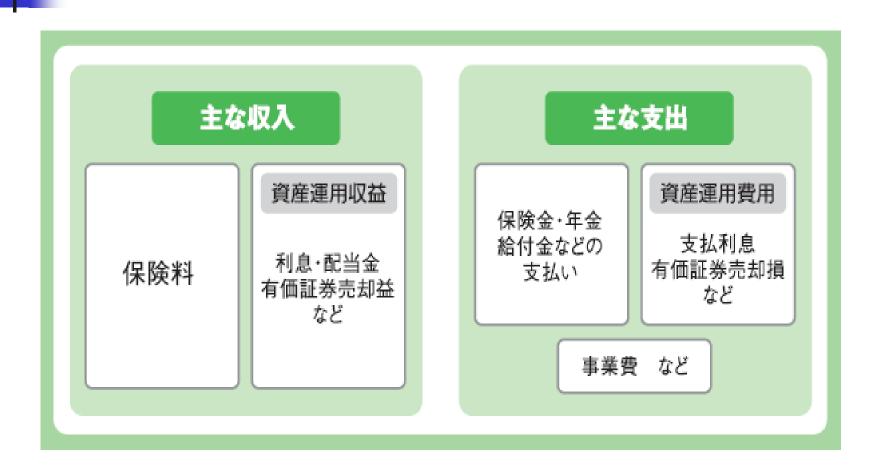
(出所)『2024年版 生命保険の動向』



(3)損益計算書

- ■費用収益対応の原則:損益計算は原則、当該期間の収益に対し、その収益を得るために要した費用だけを認識し、差し引いて利益を計算。
- ■ところが、生命保険商品は長期にわたり、保険料収入や保険金・給付金・年金の支出が生じる。
- ■ある1年間に販売した生命保険商品に関する収支(契約が終了するまでの間の収支)は、事業年度ごとの決算で表せない。
- ■生命保険会社の損益計算書は、一般事業会社の決算と異なり、1年間で予測(予定率)と実績の差がどの程度生じたかを表しているものだといえる。

(3)損益計算書



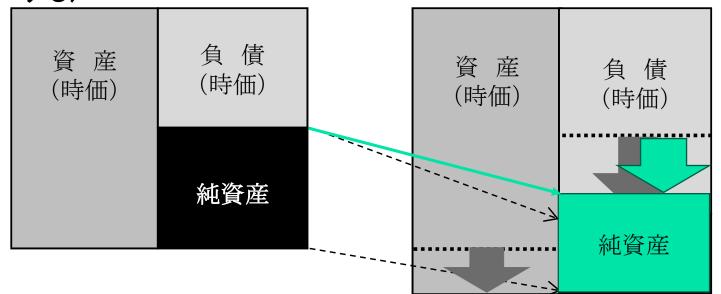
(3)損益計算書



(4)生命保険会社のALM

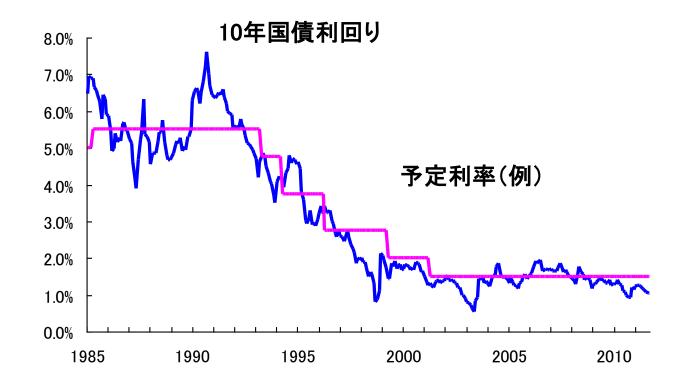
ALMリスク・・・資産と負債が満期までの期間の長さの違いから、金利変動によって異なる影響を受ける。

金利が低下した場合の資産・負債と純資産の動き (負債の満期期間が資産より長い場合、負債額の方が大きく増加 する)



(4)生命保険会社のALM

- ■資産(Asset)と負債(Liability)を総合的に管理し、金利 や為替変動等による純資産価値の変動を管理する手法。
 - ■債券のマッチング運用が重視されている。





(5) 隣接業界

- •(1)共済
- 4大共済:「都道府県民共済」「こくみん共済」「コープ 共済連」「JA共済」
- 共済は非営利事業。組合員とその家族が加入できる保障(補償)制度。
- メリット:①掛け金が一律で安い、②パッケージ商品で保障(補償)内容がわかりやすい、③割戻金率が比較的高い。
- デメリット: ①若者向きではない、②保障(補償)設計の自由度が低い、③終身保障、貯蓄タイプの商品が少ない。



■(2)少額短期保険業

- 『無認可共済』は根拠法・監督機関もなく悪質な商法の温床。2005年に保険業法が改正され、規制対象。
- 特徴:①保険金額が少額、②保険期間1年(損保は2年)、③生損保兼営可。
- メリット:①保険料を安い、②独自性の高い商品。
 - 弁護士費用保険、スマートフォン保険、タイヤのトラブルに備える保険、熱中症のリスクに備えられる保険、遭難の捜索や救助費用に備える保険など
- デメリット: ①生命保険料控除の対象にはならない、 ②契約者保護機構がない、③掛け捨て型の保険に 限定。

(5)隣接業界

1.死亡保険	300万円以下
2.医療保険(傷害疾病保険)	80万円以下
3.疾病等を原因とする重度障害 保険	300万円以下
4.傷害を原因とする特定重度障 害保険	600万円以下
5.傷害死亡保険	傷害死亡保険は、300万円以下 (調整規定付き傷害死亡保険の 場合は、600万円)
6.損害保険	1,000万円以下
7.個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象する保険	1,000万円以下



(5) 隣接業界

- (3)簡易保険
- 旧簡保:国営保険
 - 三事業兼営(郵政、貯金、保険)
 - 国の保証(倒産リスクがゼロ)
 - 課税免除
- 民間生保とのイコールフィッティング(民業の圧迫)
 - 加入限度1000万円、通算加入限度1300万円
- 2007年の民営化(かんぽ生命の誕生)